

天保九（一八三八）年 幕府巡見使に付き添った唐津藩庄屋の記録

—『御三方様御駕籠副御答書写帳』—

森 弘 子
宮 崎 克 則

【解題】

『御三方様御駕籠副御答書写帳』^①は、天保九（一八三八）、幕府巡見使が乗る駕籠に付き添った唐津藩庄屋の答弁記録である。これを見ると、巡見使が何を聞き、庄屋はどのように答えたのか分かる。巡見使がやってきたすべての藩では、村々の庄屋たちが巡見使に付き添い、巡見使からのさまざまな質問に答えた。だから藩では、何を聞かれ、どのように答えたのかを把握する必要がある。ここで紹介する記録は、巡見使に付き添った唐津藩の庄屋が、藩へ提出するために作成した報告書の控えである。これを書いたのは佐志組大庄屋の岸田安蔵。彼は巡見使対応の「惣掛」に任じられていた。^②

江戸からやってきた巡見使は、概ね將軍の代替わりを契機に、旗本三人一組で全国を八ブロックに分けて派遣さ

れた。最後の派遣となった天保九（一八三八）年は、一代將軍の徳川家斉↓二代家重への交代を契機とする。將軍の使者として九州へ派遣された巡見使の名前と所属・石高は、

正使	曾我又左衛門	使番	二〇〇〇石
副使	大久保勘三郎	小姓組	一二〇〇石
目付	近藤勘七郎	書院番	一四〇〇石

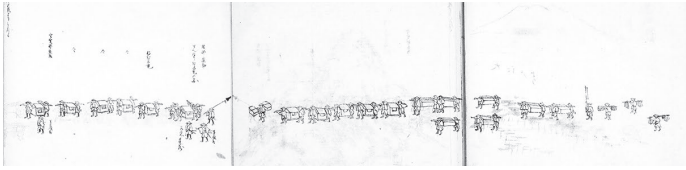
であり、彼らは大名の領地とともに、長崎など主要な幕府領を視察した。総勢はそれぞれの従者を含めると一〇〇人ほど。これに付き添いの現地の庄屋たち、警備のための藩役人などが加わった大行列だった。巡見使副使の大久保は紀行文を残しており、すでに史料紹介した。⁽³⁾その他に大久保の従者の紀行文、各藩の対応書なども紹介してきた。⁽⁴⁾江戸幕府の公式の歴史書『続徳川実紀』によると、曾我たち三人は天保九年三月十五日に江戸城で暇（いとま）を与えられた。

使番平岩七之助。曾我又左衛門。黒田五左衛門。西城小姓組片桐鞠負。右大將殿小姓組大久保勘三郎。中根伝七郎。西城書院番三枝平左衛門。右大將殿書院番近藤勘七郎。岡田左近は諸国巡見の事命ぜられ。いとま下る。

【図1】 天保9（1838）年巡見使の北部九州ルート



曾我・大久保・近藤が江戸を
出發したのは四月一日。瀬戸内
海を久留米藩の船で渡り、四月
二十八日に福岡藩領の若松へ上
陸した。若松（福岡県北九州市若
松区）が、九州巡見の始まりと
終わりであつた。右の『続徳川
実紀』には、曾我たちの他に平
岩・片桐・三枝も暇をもらった
ことが記されている。彼ら三人
は九州の一部の豊前国・豊後国
を巡見した。天和元（一六八一）
年から豊前・豊後は四国ブロッ
クに含まれており、この地を
廻つた片桐の紀行文が残つて
いる。⁽⁶⁾ 北部九州の巡見ルート
概要を【図一】にします。四月



MX-301-7、国文学研究資料館蔵)

二十八日、若松に上陸した巡見使たちは、西へ移動して閏四月三日に福岡藩の城下町を通り、唐津街道を通って閏四月六日、唐津藩城下町を通過し、その日のうちに唐津藩の呼子（佐賀県唐津市呼子町）へ着いた。

ここで紹介する『御三方様御駕籠副御答書写帳』は、閏四月六日、呼子へ着くまで巡見使の駕籠に付き添った唐津藩庄屋による一日の答弁記録である。この後、巡見使は呼子から玄界灘の島々を巡る。彼らは天気が良くなかったので、しばらく呼子に滞在し、閏四月十一日、唐津藩と佐賀藩が提供する船に乗って平戸藩の杓岐へ向けて出航した。島々をどのように巡見したのかについては、宝暦・寛政期の巡見使に乗せた唐津藩船手の記録をすでに紹介している。^⑦

巡見使の行列イメージについて、天保九年に豊前・豊後を廻った巡見使副使の片桐が絵を残している。^⑧【図2】の行列図に「小松原尉之進」「服部莊助」の人名が書き込まれている。彼らは片桐の従者（御用人）であるから、この絵は片桐の行列を描いたものである。上下二段、二頁にわたって描かれた行列図を順につないで並べた。片桐の行列の前には、同規模の巡見使正使の平岩の行列があり、後には目付の三枝の行列が続いていた。この絵から、巡見使行列の全体をイメージすることができる。

【図2】 巡見使片桐の行列図



〔注〕『江戸ヨリ大坂迄巡行記、豊後巡行記并ニ大坂ヨリ海上豊前迄巡行記』（「三井文庫旧蔵資料」）

天保九年閏四月六日、唐津藩を通った巡見使たちの記録を確認しておこう。巡見使大久保の記事は、彼の従者である立野良道の紀行文を参考に書かれているので、立野が書いた記事あげる。立野は寛政四（一七九二）年、上総国市原郡（千葉県市原市）で生まれ、名主や地頭の代官となり、平田篤胤に入門して国学を学んだ。明治になると神祇官史生となり、日本書紀などの校正を担当した。彼が、なぜ大久保の従者となり九州を巡見したのかは不明である。立野は、浜崎ー虹の松原ー水島（満島）ー唐津城下ー佐志ー呼子を通った時のことを次のように書いている。^{（9）}

（閏四月）六日

朝より誠に快晴、いよ／＼暑かりしか、未下刻よりいさ／＼くもりたり、西風終日ふきたれと強からず、浜崎村より呼子浦まで四里三十一丁、辰上刻浜崎村を立出也、村の中程右諏訪社あり、村を出て分レ道有、真直に行は長崎道也、此村より三十六里、右へ曲り行は唐津道也、浜崎村より水島（満島）村迄一里余の松原を虹の松原といふ、廿丁余行、対州領と唐津領の境あり、両家の役人待居たり、比礼振山、領分境の辺より十丁計左二見ゆ、南ノ方也、東西に長き山也、長しといへと丸さまのいさ、か西東へ長きにて、頂より少シさかり松二所はかり有て、青ミわたりたる芝山に見やらる、也、高さ二丁ハ有ましく思はる、うしろの山よほど高し、はなれ山

也、鏡社、鏡大明神とて此比礼振山の西の麓ニ在すよし、本社神功皇后、二ノ宮廣嗣を祭れるよし、鏡宮の本縁ハ、塙氏の群書類従の神祇部ニ入たる漢文の縁起、いとくめてたく廣嗣の上書の文ハ尊□感服すべき文意也、今思ひ出るまゝに記せり、このひれ振山ハ唐津領也、水島、唐津の入江を隔たる計也、人家よからず、此入江五丁といへど近きやう也、船中より唐津の城の石垣近く見ゆ、一丁余も隔りたらん、寅卯の方海へさしいて木しけり、いと高き所の木のまより屋根二ツ三ツ見ゆ、物見などにや、海へさし出たる石垣のさま、城主にも似す、広大也、船を上れば御立場あり、幕引まわしあり、御三方待合のうへ順々御出立、新堀町・大石町・魚屋町・京町、此町より見付を入、中町・刀町・新町、右は城下通り筋の町名也、名古屋口の見付を出て唐津枝郷、此枝郷左右二家いさ、かあれと至て貧し、畑多しむき(麦)を植、双子、人家少シあり、右ハ海辺也、松長く続き並木のやう二見ゆ、道より二三丁隔りたり、左へ一転し、中山峠ニ上る、坂の中段迄ハ田ニなしたり、中山峠、上り七八丁計、下り八九丁もあらん、山間を下る也、險しからず、佐志村、右ハ山近く、左ハ田畑広し、村の中段ニ御休所しつらひあり、御昼食、領主より幕□□回しもふけおけり、浜崎より此所迄二里十三丁、此所より呼子迄二里十八丁、佐志村の出はなれ右ニ並木の広き道あり、さし(佐志)の本村并とうぼう(唐房)村などへ行道のよし、まへ坂峠の中段より小家数百目下二見ゆ、これさし(佐志)の本郷のよし、あらひら峠、一名まへ坂□□、さし村より田地一丁計を過、坂を上る也、上り五六丁いと險し、上りはて、御休所あり、馬部村、前坂峠を上りてより平地、畑多し、まのはまり(馬部)よりしやうふ(菖蒲)村もいは、山の上也、地形尤高し、されど畑ハ勿論田もあり、此辺平地、文禄中朝鮮征伐の時、軍馬揃有し所也といふ、馬部村ハ名古屋のわかれ道あり、左へ行也、名こや道はいさ、か高し、此所より呼子迄一里廿九丁、名古屋迄一里廿三丁、高野村・大久保村・菖蒲村、此村々

人家まはらに有ていさ、か高下あるのみにて、記すべき程の事もなし、谷間に田地みゆ、まるの峠、下り三四丁もあらん、一丁余田地の谷間を通り、さくた峠、二丁計上り也、険しからず、赤土の坂也、打上村、谷間めきたり、人家少々有、□高き所に御休所あり、此所より呼子迄廿八丁、三四丁行ば横竹村也、横竹村、横竹村を過て少し田のある所を通り、畑中を通り呼子二下るなり、呼子の下り坂屈曲していと険し、坂の上よりかべ（加部）島の内、片島ハ人家呼子の向ひに見ゆ、此所にてハかへ島地続きのやう也、名古屋の城山なども見ゆ、松浦郡呼子浦、小笠原佐渡守殿領分、高三百一石、家数四百廿九軒、呼子町中町、御本陣庄屋啓右衛門宅、仮亭主芳藏、呼子浦ハ申西ハ海岸にて丑寅卯ハ皆山也、町ハ巳午より亥子に立続き□□、町いと狭し、そか中にも少シ□□□□位の所あり、□□中程右二天満宮の社あり、町より右高き所に呼子権現の祠あり、両社とも大木の松あり、社地も隣れり、鳥居に日の丸の額あり、右おなし続き高き所に浄土宗西念寺あり、啓右衛門宅ハ左側波戸場の右也、海に臨めり、座敷の縁より海上眼下に見え、好景至極の旅館也

出発地の浜崎は、もともと唐津藩領であつたが、宝暦十三（一七六三）年に唐津藩主が土井氏から水野氏に代わつた時に幕府領となり、さらに、藩主が水野氏から小笠原氏へ代わつた文政元（二八一八）年に対馬藩領となつた。浜崎を出発すると、すぐに虹の松原があり、その中程が藩境であつて、そこから唐津藩の担当となる。唐津藩の役人や庄屋たちはここに出向いて巡見使を迎えた。今も境石（御分石）が建っており、【図3】に見るように「従是東対州領」と彫られている。

国学を研究していた立野は、塙保己一が編集した『群書類従』を読んでいた。彼は『群書類従』にある鏡神社の

【図3】 虹の松原の中の藩境石



あった「名古屋の城山」が見えたという。呼子の家数は四二九軒と書いており、付き添いの庄屋たちから聞いた情報と思われる。彼が泊まった宿は、眼下に海があり、とても「好景至極の旅館」だった。

(唐津藩の特徴)

巡見使は、唐津藩の藩主や家臣たちの様子についても質問している。その際、彼らは唐津藩の特徴を理解した上で質問しているので、江戸時代における唐津藩についてまとめておこう。¹⁰⁾

唐津藩領には、豊臣秀吉による朝鮮出兵の拠点となった名護屋城がある。文禄の役で波多氏が改易され、秀吉子

祭神、神功皇后・藤原広嗣のことを思い出しつつ虹の松原を通った、と書いている。立野は鏡神社に参拝していないが、虹の松原のすぐ側にある鏡神社の縁起を知っていたのである。松原を通過した巡見使一行は、「水島」(満島)で川船に乗り、松浦川を渡って城下町に入る。立野は、松浦川を渡る時、右手に見える唐津城について「城主にも似す、広大也」と言う。城下町では、町年寄が巡見使の駕籠に付き添い、その後にくたたび村の庄屋たちが付き添う。佐志を通って呼子へ行く時、立野は、豊臣秀吉による朝鮮出兵の拠点で

【表1】 唐津藩の歴代藩主

藩主名	在任年	石高（表高）
寺沢志摩守広高	文禄2年（1593）（当初は代官）	12万3000石
兵庫頭堅高	寛永4年（1627）（正保4年自殺、断絶）	12万3000石
（幕府領）	正保4年（1647）	
大久保加賀守忠職	慶安2年（1649）（播磨明石藩より入封）	8万3000石
出羽守忠朝	寛文10年（1670）	〃
松平和泉守乗久	延宝6年（1678）〔（大久保氏は下総佐倉藩へ転封） （松平氏は下総佐倉藩より入封）〕	7万石
和泉守乗春	貞享3年（1686）	〃
和泉守乗邑	元禄3年（1690）	〃
土井周防守利益	元禄4年（1691）〔（松平氏は志摩鳥羽藩へ転封） （土井氏は志摩鳥羽藩より入封）〕	7万石
大炊頭利実	正徳3年（1713）	〃
大炊頭利延	元文1年（1736）	〃
大炊頭利里	延享1年（1744）	〃
水野和泉守忠任	宝暦12年（1762）〔（土井氏は下総古河藩へ転封） （水野氏は三河岡崎藩より入封）〕	6万石
左近将監忠鼎	安永4年（1775）	〃
和泉守忠光	文化2年（1805）	〃
和泉守忠邦	文化9年（1812）	〃
小笠原主殿頭長昌	文化14年（1817）〔（水野氏は遠江浜松へ転封） （小笠原氏は陸奥棚倉藩より入封）〕	6万石
壱岐守長泰	文政6年（1823）	〃
能登守長会	天保4年（1833）	〃
佐渡守長和	天保7年（1836）	〃
佐渡守長国	天保12年（1841）	〃

- ・寺沢広高は関ヶ原戦後に肥後天草4万石を加増されて12万3000石となる。鳥原の乱後に天草4万石は没収。
- ・松平氏入封時、筑前怡土郡1万石が上地（幕府領となる）、3000石が次男好乗に分知。
- ・水野氏入部時、怡土郡・松浦郡の1万石が上地となり、石高6万石。
- ・小笠原氏入部時、松浦郡44か村、1万石が上地となるも、石高は6万石。

飼いの寺沢広高が唐津に入るが、正保四（一六四七）年に御家断絶、一時幕府領となった後の慶安二（一六四九）年、播磨明石から譜代大名の大久保氏が入封した。この後、松平―土井―水野―小笠原と交代し、表高六万―八万三〇〇〇石の譜代藩である。【表1】のように、統治期間はそれぞれ違うが、数十年に一度という大名の交代は、年貢をはじめとする諸制度の改変をもたらした。

譜代唐津藩の第一の特質は、九州の遠隔地にあることである。譜代藩・幕府領・旗本領が集中する関東から東海、畿内周辺のいわゆる中央地帯と比べると、九州の地理的条件は唐津藩を大きく規定した。

第二の特質は、長崎監務の軍役である。実際の長崎警備は寛永末年以降、福岡藩と佐賀藩の隔年勤務であるが、長崎有事の際の指揮権は長崎奉行と西南地域の譜代大名が握った。正保四（二六四七）年のポルトガル船入港事件では、長崎奉行馬場三郎左衛門・島原藩高力忠房・府内藩日根野吉明の合議によって、幕府への注進、近隣諸藩への軍勢召集が行なわれたが、事件後は府内藩の日根野氏に代わり、唐津藩の大久保忠職が重要な位置を占めるようになる。これ以降、唐津藩・島原藩に入封する譜代大名にとって、長崎監務は重要な役目となり、就封時には將軍から「長崎の事怠るまじ」と命ぜられ（徳川実紀）、参勤交代の前後には長崎巡見をした。

第三の特質は、譜代大名の転封頻度の激しさである。東九州にある譜代藩では、明暦期（二六五五―五七）には小倉藩（小笠原氏）・中津藩（小笠原氏、享保二年より奥平氏）・杵築藩（松平氏）・府内藩（松平氏）が確定した。これらの譜代藩では、中津藩の小笠原氏が播磨安志藩へ減転された他は一般に定着している。これに対し、西九州にある唐津藩・島原藩、また元禄四（二六九二）年の山陰一揆により、有馬清純が越後糸魚川藩へ転封されて成立した日向の譜代延岡藩では、藩主交代が頻繁に行なわれている。唐津藩では、五家の譜代大名が交代し、島原藩では高力（寛永十五年、一六三八）―松平（寛文八年、一六八八）―戸田（寛延二年、一七四九）―松平（安永三年、一七七四）と三家四度の交代があった。延岡藩でも三浦（元禄五年、一六九二）―牧野（正徳二年、一七二二）―内藤（延享四年、一七四七）と三家の譜代大名が交代している。

第四の特質は、唐津藩へ入封した譜代大名の家筋である。譜代大名は幕府役職の老中・若年寄などに就任することができ、一定の役職には一定の家筋の譜代大名でなければ就くことができない。豊前・豊後の東九州譜代藩では、小倉藩小笠原氏と中津藩の小笠原氏・奥平氏は幕府役職に就いていない。杵築藩の松平氏は、重栄が元禄期

に寺社奉行、親明が文政期に奏者番、親良が幕末期に寺社奉行となっている。また府内藩では、松平近禎が正徳期に寺社奉行となった後、幕末期に近説が寺社奉行・若年寄を務めたのみである。これら東九州の譜代大名たちは、幕府役職に就任できないか、また就任できたとしても老中などの幕府要職に就くことはできず、寺社奉行クラスにしか就任できなかった。

これに対し、唐津藩に入封した譜代大名五家のうち、最初の大久保氏は三河譜代の名門で、その祖忠隣は將軍徳川秀忠の側近として本多正信とともに慶長期の幕政を支えた。大久保氏と交代した松平氏は、徳川吉宗による享保改革の後半期を支えた松平乗邑の家筋である。また土井氏は、初期三代の將軍に仕えて大老となった土井利勝の嗣流であり、水野氏も、松平乗邑の前に享保改革の重要な位置を占めた水野忠之や天保改革を遂行した水野忠邦の家筋である。最後の小笠原氏は、前四家のような幕府実権の掌握者は出ていないが、その祖忠知は寛永九（一六三二）年に杵築藩へ入封し、正保二（一六四五）年に三河吉田への転封後に奏者番、長矩が寺社奉行、長重が京都所司代・老中を務めている。この小笠原氏は小倉藩の小笠原氏と同族であるが、小倉藩小笠原氏と比べると、元禄期に老中となり、幕末期にも世嗣の長行が老中に就任している。したがって、唐津藩へ入封した大久保氏・松平氏・土井氏・水野氏は、幕府実権の掌握者たりうる名門の譜代大名であつたし、小笠原氏も老中を務めることのできる家筋であつた。

第五の特質は、唐津藩在藩と幕府要職就任の関係である。幕閣人事には譜代大名間、將軍・譜代大名間の政治的關係や家筋が重きを占めるとともに、どこに領地があるかという地理的条件も重要であつた。唐津藩に入封した大名家が、幕閣中枢の老中となつた時の領地をあげると、大久保氏が【肥前唐津藩・下総佐倉藩・相模小田原藩】、

松平氏が【遠江浜松藩・上野館林藩・下総佐倉藩】、土井氏が【武蔵古河藩】、水野氏が【三河岡崎藩・遠江浜松藩】、小笠原氏が【武蔵岩槻藩】であり、ほぼ関東から東海地方に限られている。唐津藩在藩中に幕府役職に任命された例は、大久保忠朝（老中）、土井利益（奏者番）、土井利里（奏者番）、水野忠鼎（奏者番）、水野忠邦（奏者番・寺社奉行）がある。

このうち、大久保忠朝の老中就任は延宝五（二六七）年七月で、翌年正月に唐津藩から下総古河藩へ転封している。土井利里も宝暦九（二七五）年に奏者番となり、三年後には下総古河藩へ転封した。水野忠邦も文化十二（一八一五）年に奏者番、同十四年九月十日には寺社奉行となり、すぐに遠江浜松藩へ転封している。この三者は唐津在藩中に幕府役職に就任したとしても、それは唐津藩からの転封をとまっていたから、終始、唐津藩にありながら幕府役職に就いたのは、奏者番（大名や旗本が將軍に謁見するとき、姓名や進物を披露し、下賜物を伝達する取り次ぎ役老中ほどの政治的機能は持たないが、幕閣要路への登竜門）となった土井利益と水野忠鼎のみである。

このように、唐津藩は江戸からの遠隔地にあり、また長崎監務の軍役が課されていたため、その藩主は中央の幕閣人事から除外されていた。その唐津藩に幕閣中枢の役職に就きうる家筋の譜代大名が入封しており、またそうした譜代大名が同藩からの転封後、幕閣での昇進を遂げている事実、幕藩制下における譜代唐津藩の位置が中央の幕府要職からの一時的な左遷転封地である一方、逆に幕閣要路への一階梯の譜代藩であったことを示している。こうして、唐津藩ではふたたび幕府政治に復帰しようとして、譜代大名の転封が繰り返された。唐津藩へ入封した譜代大名は、多くの場合、従来の諸制度を変更してより強力な領民支配を行なおうとし、年貢諸役の増徴をもたらし、新たな藩主を年貢諸役の増徴に駆り立てる直接の契機は、転封費用にある。土井利里の場合、唐津藩から下総

古河藩への転封に金五万両を要したといわれ、これに代わって三河岡崎藩より入封した水野氏も、それ相応の費用がかかったであろう。この他、大久保氏は播磨明石藩より、松平氏は下総佐倉藩より、土井氏は志摩鳥羽藩より、小笠原氏は陸奥棚倉藩より、それぞれ肥前唐津へ転封しており、遠隔地からの転封費用は膨大だったものと思われる。転封にかかる費用は大名の自己負担であり、彼らは転封費用の領民転嫁、すなわち年貢諸役の増徴を志向した。⁽¹¹⁾

（水野忠邦と小笠原長昌の交代）

巡見使がやってきた天保九（一八三八）年の約二〇年前、文化十四（一八一七）年に唐津藩主は水野忠邦から小笠原長昌に交代した（領地の引継ぎは、翌年の文政元年に実施）。巡見使はそのことを充分に承知しており、新藩主小笠原氏による統治、交代後の唐津藩の状況について聞いた。付き添う庄屋は、交代後の唐津藩はとても困窮していると答えた。それを聞いた巡見使は「嗚呼」と言うだけであった。巡見使が嘆息した背景には、唐津藩から遠州浜松藩へ転封し、大坂城代・京都所司代を経て老中となり、幕府政治の実権を握る水野忠邦の存在がある。水野忠邦はどのように唐津から転封したのか、見ておこう。⁽¹²⁾

文化九（一八二二）年八月、唐津藩主水野忠光は病により致仕し、嗣子の忠邦が遺領を継いだ。忠邦は一九歳、積極的に藩政の改革に乗り出すが、窮乏した藩財政を好転させるほどの効果はあがらなかった。同十二年、忠邦は二二歳で奏者番に任命され、文化十四年（一八一七）九月十日、寺社奉行加役を命じられるとともに、翌日には唐津から遠州浜松への転封を命じられた。水野氏後の唐津藩へは陸奥国棚倉から小笠原長昌が移り、その跡に浜松から井上正甫が入る「三方領知替」であった。水野氏の家臣にとって、藩主の昇進は期待するところであったが、転

封には大反対であった。転封に要する多額の費用は幕府から支給されることはなく、自弁である。それに加えて、表高六万石でも内高はゆうに二〇万石といわれた唐津藩から、内高と表高にそう開きのない浜松藩へ移れば大減収となり、藩財政が窮乏するだけでなく、家臣への給与もどうなるか分からなかった。

浜松転封の際、水野忠邦は唐津藩領のうち一万石（草高二万六千石余、四五ヶ村）の上知（幕府領化）を条件にした。これは、唐津藩の表高よりも内高が多いという理由によるもので、藩の表高六万石に変化はなく、従来通りの軍役などが賦課された。この上知による痛手は、新たに藩主となった小笠原氏と唐津藩領民が受けることになる。

唐津藩へ入る小笠原氏の始祖は忠知、寛永九（一六三二）年に豊後杵築で四万石、正保二（一六四五）年に三河吉田に移って四万五千石の大名となった。四代長重が老中となって元禄十（一六九七）年に武蔵岩槻に移って五万石となり、その後の延享三（一七四六）年に陸奥棚倉六万石へ移った。当時、棚倉は大名の左遷転封地であり、経済的に恵みの少ない土地だった。唐津藩小笠原氏は、長昌―長泰―長会―長和―長国と続き、廃藩置県を迎えた。小笠原氏唐津藩の表高は六万石であり、水野氏時代と同じだが、内実は入封時に上知（二万石）された分だけ減少した。

唐津城の受渡しは、文政元（一八一八）年六月二十三日、上使の岡野孫一郎・日田郡代塩谷大四郎の立ち会いのもと、水野氏から小笠原氏へと無事終了した。同日夜、上使は庄屋を集めて上知のことを通達した。上知とならない村々の大庄屋たちは、その撤回を求めて奔走した。

長谷川益藏（久里組）・吉田貞左衛門（有浦組）・中江円助（山本組）は、新藩主小笠原氏の代官西田伴兵衛の宿所へ、宮崎幸右衛門（馬部組）・福本与助（切木組）・田代寛作（板木組）も同じく小笠原氏の代官杉浦の宿所へ出向き、上知

の中止を日田郡代へ訴えたいと申し出た。これに対する代官の返答は、藩の重役へ伺ってみるといふものであり、翌日大庄屋たちがふたたび願うと「存念に致せ」と言った。こうして六月二十一日、大庄屋の桜井理八郎（徳須恵組・麻生清左衛門（切木組）が日田郡代塩谷へ願書を提出する（文政元年『水野・小笠原氏交代一件（仮題）』『岸田家文書』、唐津市近代図書館所蔵）。願書の内容を見ると、もともと寺沢氏時代の唐津藩は一二万石余であったが、その後減少し、土井氏から水野氏へ交代した時（宝暦十二年）に一万石が減少した、唐津藩は長崎警備や異国船警備などによって臨時の「国役」が多い土地柄であり、さらに減知になると、川普請などにも支障をきたし、農業経営を破壊してしまふと訴えた。同日には、他の大庄屋が転封していく水野氏役人へも同様の願書を提出した。これらの願書に連印したのは、上知とならなかった村々の大庄屋たちであり、上知となる大川野・厳木・五カ山・七山・平原組の大庄屋の印はなく、幕府領への編入に反対ではなかったことを示している。

唐津藩の大庄屋たちは、水野・小笠原・日田郡代へ上知反対を訴えたが、二日後の六月二十三日には唐津城の受渡しが完了し、唐津藩領の四五ヶ村は幕府領となり、日田郡代の管轄地となった。同夜、日田郡代は六人の大庄屋（桜井・福本・田代ら）を宿所に呼び出し、先の願書について返答した。それは小笠原氏へ願うよう諭したにすぎなかった。そこで翌日、大庄屋三人（桜井・福本・田代）が小笠原氏唐津藩の地方吟味役杉浦与兵衛の宿所へ出向き、「人氣変動」が起こるかもしれないので、江戸へ訴えたいと願った。

七月上旬、桜井・田代の大庄屋と小庄屋彦一（稗田村）が江戸へ行き、同月中旬には平原組の元大庄屋の伝左衛門も出府した。訴えた先の一つは、上知の張本人である水野忠邦であったが、願書に藩主の印がない「筋違の願」として却下された。江戸での越訴失敗の報が伝わるや、唐津藩内では十月二十六・二十七日、鏡村・山田村に農民

千人余が集合した。庄屋たちは、新幕領の検地にやってきた日田役人へ上知反対を訴えたが、却下された。そして十一月六日、唐津藩内の庄屋が和多田村蓮光寺で協議し、ふたたび代表を出府させることにした。梅崎村の庄屋藤右衛門・大野村の元庄屋良太郎を代表に選び江戸へ越訴させるとともに、周辺諸藩の佐賀藩・福岡藩へも上知反対を求める願書を提出した。この二人は老中土井利厚に越訴した。利厚の祖父利里は唐津藩主であったが、宝暦十二（一七六二）年に下総古河藩へ転封していた。文政二（一八一八）年正月二十四日、土井氏は代表者を呼び出し、「百姓共主意は公辺へも相融り、上にても御承知遊ばされ」と懇ろに願書を却下した（上知撤回の運動は文久期まで続くが、省略する）。

唐津藩領民が上知に反対する理由は、上知による「国役」「郡役」（夫役）の過重化である。唐津藩では、有事・平時の長崎警備にともなう人馬課役があった。長崎警備は、譜代藩である唐津藩にとって最重要の役目である。長崎への往来に必要な人馬を文化二（一八〇五）年の規定にみると、上知によって人足の三割、馬の五割が失われたのである。

また、上知は棚倉より入封した小笠原氏の財政も逼迫させ、文政九（一八二六）年には三三万両余の借財を抱えるに至った。小笠原氏は入部後、水野氏時代の実績をもとに予算案を作成しているが、そこでは物成収入二万五千九百石が計上され、水野氏時代の寛政期における平均物成収入三万五千四百石余と比較すると一万石ほどの減収となり、年間八千六百両余の赤字が見積もられている。

巡見使がやってきた天保九年の約二〇年前、唐津藩では藩主の交代（水野忠邦―小笠原長昌）があり、領地の一部が幕府領となった。だから、唐津藩の状況を尋ねる巡見使たちに対して、庄屋は「御所替以来御分地」になって「上下共甚困窮」と答えたのである。

（巡見使の質問と庄屋の回答）

天保巡見使の曾我・大久保・近藤は、それぞれに従者を連れていた。従者たちの名前を、長崎奉行所が作成した『御代替ニ付巡見使被相越候取計忝件』からあげる。¹⁹⁾

曾我又左衛門様 御用人

池田乙右衛門殿

関新平殿

御給人

藤崎喜内殿

佐藤吉兵衛殿

高橋弥兵衛殿

星野茂右衛門殿

御近習衆 三人

御中小姓衆 三人

御陸士 五人

足輕 七人

御中間 拾六人

ノ

大久保勘三郎様 御用人

下沢喜多録殿

安藤吉右衛門殿

御給人

轡石幽蔵殿

和田等祐殿

大前斉輔殿

御近習衆 三人

御中小姓衆 三人

御陸士 四人

御足輕 六人

御中間 拾弍人

ノ

近藤勘七郎様 御用人

桑原栄蔵殿

小野東馬殿

御給人

太田友右衛門殿

池田莊藏殿

御勝手

町田正次殿

書役

原田次平殿

御近習衆 三人

御中小姓 貳人

御陸士 三人

御足輕・御中間 拾八人

従者の数は曾我が四〇人、大久保が三三人、近藤が三二人だった。唐津藩では、巡見使の駕籠に二人の庄屋が付き添い、従者の「御用人」駕籠に一人の庄屋が付き添った。何を聞かれ、どのように答えたのか、概要をまとめる。巡見使正使の曾我又左衛門の駕籠に付き添ったのは、相知組と畑河内組の大庄屋だった。唐津藩の庄屋は大庄屋・小庄屋（寺沢時代は惣庄屋・脇庄屋）に分かれ、大庄屋は居村と数ヶ村から十数ヶ村からなる組を、小庄屋は居村を管轄した。二人の大庄屋の報告によると、曾我からの質問はなにも無かった、とある。しかし、曾我の「御用人」

池田乙右衛門はいろいろと質問した。駕籠に付き添った板木組大庄屋の報告によると、池田は鏡山などの地名を聞くとともに、途中で駕籠から降りて歩き出した。天気が良かったので、付き添いの大庄屋に笠をかぶるよう勧め、現れた唐津藩の代官と挨拶を交わした。そして、池田は「極内分」に藩主小笠原氏の統治について尋ねた。大庄屋は、小笠原氏の善政により飢える者はいませんと答えた。池田は、領民が「難渋」していないならば良いと言った、という。巡見使目付の近藤勘七郎の駕籠と、その「御用人」の駕籠に付き添った大庄屋の報告によると、同じように、唐津の地名や小笠原氏による統治について聞いている。そして大庄屋たちは、巡見使が呼子を出航する閏四月十一日、麻上下を着用して見送った。巡見使の呼子着は六日、天気が良くなかったので、壱岐への出航は十一日だった。庄屋たちも呼子に滞在（五泊）していたのである。

巡見使副使の大久保勘三郎の「御用人」下沢喜多録は、細かくさまざまの質問をしている。彼は、質問事項を紙に書いて渡し、回答を紙に書いて提出するよう、付き添う相知組大庄屋に渡した（「御鼻紙式枚」）。下沢は、唐津藩の年貢率について聞き、平均するとどのくらいかと尋ねた。大庄屋は村ごとに年貢率は違い、田畑も上中下で年貢率が違い、唐津藩全体の平均を算出するのは難しいと答えた。確かに大庄屋の言う通りである。そこで下沢は、居村（相知村）の年貢率について尋ねた。

この他、下沢の質問は藩主や家臣たちの様子、名所旧跡、さらに唐津の女性の働き方、遊女の有無などについてであった。さらに彼は「中山峠」で溜池を見た時、水草を見つけ、これは「じゅんさい」かと尋ねた。唐津地方の山でも「じゅんさい（蓴菜）」は採れるが、下沢が見たのは違うものだった。溜池を見た下沢は、池の普請について尋ねた。大庄屋は村による普請、郡による普請などがあることを答えた。さらに下沢は、普請のとき、扶持米が支

給されるかどうか聞いた。彼の質問は的確である。そして下沢は、唐津藩の庄屋給与について聞き、唐津の「繁盛」について聞いた。「繁盛」しているかどうかの質問に対し、大庄屋は、二〇年ほど前の転封によって、唐津藩の領地が狭くなり、とても「難渋」しており、上知撤回を求めて江戸へ訴えたこと（「御公儀様え御訴訟」）を述べた。すると下沢は「嗚呼、尤と再三嘆息」した。唐津藩領の一部を幕府に上知し、それと引き換えに浜松へ転封したのは、時の幕府の老中（水野忠邦）である。巡見使の「御用人」にすぎない下沢は、嘆息するしかなかったと思われる。

【注】

（1）「岸田家文書」一六六号（唐津市近代図書館蔵）

（2）天保九年『御巡見手鑑』（「岸田家文書」一六三号）では、唐津藩の大庄屋六人、庄屋七人、名頭二人が巡見使対応のための「惣掛」に任じられていた。その一人が佐志組大庄屋の岸田安蔵だった。その他の役割には、「筑前問合」「御三使様御案内」「人馬支配」などがあった。この記録を見ると、唐津藩の庄屋や名頭の村役人は、巡見使対応のために何らかの役割を担っており、村役人総出の対応であったことが分かる。もちろん、村役人の他に唐津藩の家臣たちも警備のために巡見使に付き添っていた。

（3）森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』——天保九年巡見使の記録と解説——」（『西南学院大学博物館紀要』四号、二〇一六年）

- (4) 森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記(一)——立野良道『西海道日記』一・二・三・四卷——」(『西南学院大学博物館紀要』五号、二〇一七年)、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記(二)——立野良道『西海道日記』五・六・七卷——」(『西南学院大学国際文化論集』三三・一・一、二〇一七年)、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使への対応書——島原藩『改席御巡見用下調書留書拔』——」(『西南学院大学国際文化論集』三三・二、二〇一九年)、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使への対馬藩対応(一)(二)(三)(四)——宗家文書『巡検上使記録 御勘定奉行所』——」(『西南学院大学国際文化論集』三六・一、二〇二〇年、三七・一、二〇二一年、二〇二二年)、隈裕子・上園慶子・宮崎克則「天保九年 博多で休む幕府巡見使への対応記録——『御巡見使記録』の解説——」(『西南学院大学国際文化論集』三七・一、二〇二二年)、森弘子・宮崎克則「宝暦十一(一七六一)年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録」(『西南学院大学国際文化論集』三八・一、二〇二三年)、森弘子・宮崎克則「寛政元(一七八九)年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録」(『西南学院大学国際文化論集』三八・二、二〇二四年)、森弘子・宮崎克則「天保九(一八三八)年 幕府巡見使への長崎奉行所対応——『御代替二付巡見使被相越候取計老件』——」(『西南学院大学国際文化論集』三八・二、二〇二四年)、森弘子・宮崎克則「天保九(一八三八)年 幕府巡見使に付き添った福岡藩家老の記録」(『西南学院大学国際文化論集』三九・一、二〇二四年)
- (5) 黒板勝美編『続徳川実紀』二編、三五二頁(吉川弘文館、一九七六年)
- (6) 森弘子・宮崎克則「天保九年 豊前・豊後の幕府巡見使記録——『江戸ヨリ大坂迄巡行記、豊後巡行記并大坂ヨリ海上豊前迄巡行記一・二・三卷』——」(『西南学院大学国際文化論集』三二・一、二〇一八年)

天和1年以降の九州へ来た幕府巡見使

年 代	将 軍	旗 本 名	知行高	旗 本 名	知行高	旗 本 名	知行高
天和1年 (1681)	5代綱吉	奥田八郎右衛門忠信 (37歳・使番)	2800	柴田七左衛門康能 (不明・小姓組)	1000	戸川杢助安成 (32歳・書院番)	1500
宝永7年 (1710)	6代家宣	小田切頼負直広 (31歳・使番)	2930	土屋数馬喬直 (45歳・小姓組)	2000	永井監物白弘 (不明・書院番)	3030
享保2年 (1717)	8代吉宗	妻夫木四郎頼隆 (49歳・使番)	3000	大島采女義敬 (29歳・小姓組)	2000	小倉忠右衛門正矩 (49歳・書院番)	1200
延享3年 (1746)	9代家重	徳永平兵衛昌寛 (40歳・使番)	2500	夏目藤右衛門保信 (38歳・小姓組)	600	小笠原内匠信用 (41歳・不明)	2600
宝暦11年 (1761)	10代家治	青山七右衛門成存 (48歳・使番)	1200	神保帯刀忠能 (37歳・小姓組)	1100	花房兵右衛門正路 (39歳・書院番)	600
寛政1年 (1789)	11代家斉	小笠原主膳長知 (44歳・使番)	2000	土屋忠次郎利置 (40歳・小姓組)	2070	竹田吉十郎斯近 (47歳・書院番)	800
天保9年 (1838)	12代家重	曾我又左衛門 (不明・使番)	2000	大久保勘三郎 (不明・小姓組)	1200	近藤勘七郎 (不明・書院番)	1400

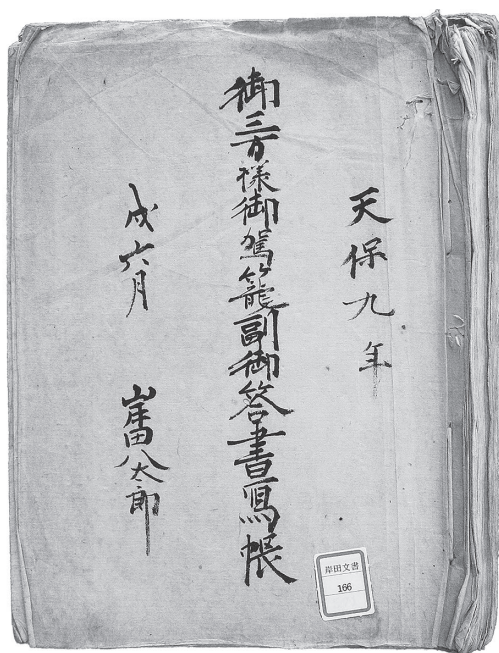
〔注〕巡見使の年齢は、小宮木代良「幕藩体制と巡見使（一）（二）—九州地域を中心に—」（『九州史学』77・78号、1983年）より、旗本の知行高と編成については「新編大村市史」第3巻近世編、396頁（2014年）より、さらに「寛政重修諸家譜」より作成した。それぞれの従者数は知行高などに応じて異なり、天保9年の場合、曾我（40人）・大久保（33人）・近藤（32人）の総勢104人だった（宮崎克則・森弘子「天保9（1838）年 幕府巡見使への対馬藩対応（1）—宗家文書「巡検上使記録 御勘定奉行所」—」（西南学院大学『国際文化論集』36-1号、2021年））。

- (7) 森弘子・宮崎克則「宝暦十一（一七六一）年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録」（『西南学院大学国際文化論集』三八―一〇号、二〇二三年）、森弘子・宮崎克則「寛政元（一七八九）年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録」（『西南学院大学国際文化論集』三八―二〇号、二〇二四年）
- (8) 森弘子・宮崎克則「天保九年 豊前・豊後の幕府巡見使記録―『江戸ヨリ大坂迄巡行記』、豊後巡行記并大坂ヨリ海上豊前迄巡行記」一・二・三卷―」（『西南学院大学国際文化論集』三三―二〇号、二〇一八年）
- (9) 森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記（一）―立野良道『西海道日記』一・二・三・四卷―」（『西南学院大学博物館紀要』五号、二〇一七年）
- (10) 宮崎克則「九州の一揆・打ちこわし」三六―四七頁（花乱社、二〇〇九年）
- (11) 宮崎克則「藩主の転封と領民動揺をめぐる問題」（『日本歴史』四四七号、一九八五年）
- (12) 宮崎克則「近世後期・明治初期における唐津藩の農民民闘争」（丸山雍成編『幕藩制下の政治と社会』文献出版、一九八三年）
- (13) 森弘子・宮崎克則「天保九（一八三八）年 幕府巡見使への長崎奉行所対応―『御代替二付巡見使被相越候取計書件』―」（『西南学院大学国際文化論集』三八―二〇号、二〇二四年）

【凡例】

- ・解説にあたり、用字は原史料のとおりとするが、常用漢字のあるものはこれを用いた。
- ・「ㇿ」（より）、「メ」（しめ）は原史料のとおりとした。「ホ」は「等」、「江」は「え」とした。

- 変体仮名は平仮名に改めた。
- 読点は解読者による。
- 欠字・平出はともに省略した。
- 判読できなかった文字は□とした。
- （ ）内は解読者による注である。



【表紙】

天保九年

御三方様御駕籠副御答書写帳

戌六月 岸田八太郎

【本文】

曾我又左衛門

曾我又左衛門様御駕籠添

相知村大庄屋

猪八郎

畑河内村大庄屋

庄左衛門

水島

戌四月六日晝七ツ時、水島御分石之罷出候処、六ツ半時頃御出ニ相成候ニ付、御駕籠脇衆之唐津領大庄屋御付添ニ罷出候旨申上、兩人共ニ手札差上候処、何之御沙汰も無御座候得共、直ニ御駕籠左

松原

桜之馬場

佐志村

握飯弁当

呼子

右ニ付添居候処、松原内御立場へ御駕籠立申候故、暫控居候内、池田乙右衛門様御出ニ相成、御駕籠之口より暫御咄御座候、其内ニ関真平様も御出ニ相成、御同人は直ニ駕籠ニ御召、案内ハ無之哉と御尋ニ付、御先番御案内養母田村名頭庄右衛門遣申候、乙右衛門様御立掛、我々兩人え御沙汰御座候ハ、追々御尋有之候ハ、御答申上候様御沙汰御座候、無間も御駕籠上り申候ニ付、御左右ニ付添罷越候へ共、何之御尋も無御座、水島入口ニ而御駕籠脇へ申上候ハ、此人家内御道筋へ御立場設御座候、船ニ被召御渡場御座候旨申上候へは、御駕籠立不申直ニ御番所下御船場へ御出ニ相成、新堀へ御上候、御立場へ暫御休御座候、其節御駕籠脇へ申上候ハ、当所無間も市中ニ相成候ニ付、町役之者罷出、御駕籠添相勤候ニ付、私共儀ハ城下端桜之馬場と申所今又々御駕籠添相勤候旨申上、無間も御駕籠上り候ニ付、大石町口迄御付添申上、是より市中ニ付先刻申上候通、御先え駈抜可申申上候処、御太儀と申御挨拶御座候、左候而直ニ桜之馬場へ罷越候処、無間も御出ニ相成、御付添之旨申上、御駕籠左右ニ付添申候、夫今佐志村御入込ニ而、浜田近く相成候ニ付、此松原之中へ御立場御座候と申上候へ共、此先え立場可有之、御跡今追々御出有之候ニ付、先之立場迄ハ何丁有之哉と御駕籠脇今御尋ニ付、拾丁程御座候、八丁之坂御座候而難所之旨申上候処、何分其所迄参候と御申被成、坂辻ニ而御供方一同握飯弁当御遣被成、夫今打上村御立場へ御駕籠建、少し御休、九ツ過頃呼子へ御着ニ相成、御茶屋御門口ニ而平伏仕、御給人え御暇乞申上候処、御太儀と御挨拶御座候、御供衆ハ少宛御咄等御座候へ共、申上候程之儀無御座候、御駕籠内よりハ一切御尋無御座候

曾我又左衛門様御用人様御駕籠添

板木村大庄屋

兵左衛門

御用人池田

戊閏四月六日晝、水島御分石へ罷出居候処、六ツ半時頃御出ニ相成候ニ付、御用人池田乙右衛門様え唐津領大庄屋御付添ニ罷出候旨申上、名札差上候処御太儀と被仰、無間もあれニ相見候ハ鏡山ニ而有之候哉と被仰候ニ付、鏡山ニ而御座候、比札振山共申候旨申上候

浜崎

一、浜崎ハ唐津城下迄里数御尋ニ付、沓里拾三丁と申上候処、是ハ呼子迄ハ何程有之哉と被仰候ニ付、境目ハ四里拾五丁程と申上候

唐津村

一、唐津村ハ、城下町端ハ直ニ唐津村ニ而有之哉と被仰候ニ付、御意之通と申上候

一、此処ハ直ニ城下へ参候哉と御尋ニ付、境目より水島迄式拾四丁程、夫ハ五丁程之御渡舟ニ而新堀と申所ニ御上り場御座候而、城下町下続ニ御座候旨申上候

松原

一、松原御立場ニ而、御本使様御駕籠立申候処、御用人様御兩人共ニ御駕籠へ御出、何か御申上御座候而、関真平様御先ニ御出ニ相成候処、案内ハと被仰候故、養母田村名頭庄右衛門御案内申上候、池田乙右衛門様ニハ、御本使様御駕籠添猪八郎・庄左衛門居候処ニ御出、何事か被仰聞、直様御駕籠ニ被召、無間も御駕籠上り申候ニ付、御付添申上候

水島

一、水島人家入口ニ而、当所ハ何村ニ而有之哉と被仰候ニ付、水島と申上候、同所町中ニ而魚漁いたし候哉と御尋ニ付、漁人勝ニ御座候こと申上候、鰯も捕候哉と被仰候ニ付、鰯之儀近年不漁打続、漁人共甚難渋仕候旨申上候へハ、地引網も有之哉と被仰候ニ付、御座候旨申上候

新堀

桜馬場

畑多く

御代官

御所替

一、同所八幡前ニ而御立場御座候旨申上候へハ、御先駕籠建不申候故、直ニ可參と被仰候而、御番所前々御渡舟ニ相成申候ニ付、御先ニ渡舟仕、御上り場ニ而御待申上候

一、新堀御立場ニ而御駕籠立、暫御休ニ御座候、同所々池田様ハ御先ニ御出ニ相成、閑様御供ニ御座候、大石町入口ニ而是今市中ニ而御座候故、町役之者御付添申上候、私儀ハ城下端桜馬場と申所々又々御付添相勤候旨申上候へハ、御太儀と被仰候故、御先ニ通拔桜馬場へ罷越居候処、無程御出ニ相成候ニ付、御付添仕候段申上候へハ、御太儀と御挨拶御座候

一、桜馬場端ニ而村名御尋ニ付、唐津村と申上候処、此俣ニ而相尋候故、御免被成候と御駕籠内々御意被成、名所・旧跡・古城跡等之儀、通り筋ニ有之候ハ、御申聞と被仰候故、其節衣干山御目ニ懸申候得ハ、故事ニ而も有之哉御尋ニ付、及承候通有増申上候、当領内ハ田方多有之哉、畑方多有之哉と御尋ニ付、山ニ付候村々ハ田多く御座候而畑ハ式參分も可有御座、平地・海辺ニ寄候村々ハ、畑多く田少く御座候故、平地四分六分、七分三分位ニも可相成哉、委數ハ不奉存旨申上候へハ、当村ニ而は何程位ニ可相成哉と御尋ニ付、田六分通、畑四分通位ニ而御座候半と申上候

一、御巡見道へ御代官様御出張御座候処、御駕籠々御卸し被成御挨拶御座候、夫々御歩行被遊候而、笠冠様御直二度々被仰候故、御免被下置様申上、笠冠申候

一、当御領主様ハ、御所替々何ヶ年ニ相成候哉と被仰候ニ付、文政元寅年御所替ニ而、当年迄拾壹ヶ年ニ相成候旨申上候処、当事御政事向如何哉、下々難渋等致候様之儀ハ無之哉、郷掛り役人之内、

格別困窮

御不如意

寺澤志摩守

盛衰之模様

大庄屋・庄屋

非分之計向等無之哉と被仰候ニ付、御政事向ニ付下々難渋等仕候儀無御座、都而御憐愍之被成方ニ而御座候へ共、兼而御難渋之御中遠国所替ニ付而ハ、莫々之御物入、其上吉凶打続、度々之御代替ニ而別而御物入多く、御難渋之御勝手向ニ御座候へ共、鰥寡孤独之窮民えハ御手当米等被下置、其外格別困窮仕村々へハ別段米御手当ニ相成、去々申年無類之凶作ニ而村々共ニ余計之御引方被下置候上ニも、御年貢皆済相成不申候処、米九千六百俵程も拝借、三ヶ年賦上納ニ被申付、去春ニ至り取続兼候ニ付夫食米等余計之米高御貸出ニ御座候而、領内之者共及飢候者共も無御座難有奉存候、右之外、被相含候筋も有之趣ニ候へ共、御不如意之御中不被為行届趣ニ而御座候へ共、御政事向ニ付難渋等仕候儀ハ無御座、尚又郷方掛御役人之儀ハ別而御人柄撰被申付候趣ニ相聞、非分之取計等仕仁無御座旨申上候得ハ、御先代之振合ニ而候哉と被仰候ニ付、当国之儀ハ寺沢志摩守様御遺法ニ随ひ、御代々御引継ニ而相替候儀も無御座段申上候得ハ、下々難渋之筋無之候得ハ宜敷事と被仰候、是極内分相尋候儀ニ而有之候と被仰候

一、当時御領分盛衰之模様、如何ニ有之哉と御尋ニ付、近年不作不漁打続候而、一同難渋相増候旨申上候得ハ、夫は一統之事ニ而致方も無之と被仰候

一、唐津分佐志迄里数御尋ニ付、一里程と申上候

一、御領主様は御替ニ相成候共、大庄屋は御代々替ハ致間敷と被仰候故、当御領分大庄屋・庄屋共、寺沢様御代御取立時分田宅ニ而、其子孫相勤居申候処、多人数之内ニハ御各等田所迄御取上ニ相成候者も御座候而、段々御取替ニも相成居候処、十三年以前戌年先規ニ被為復相勤居候、場所永続ニ被仰付一同安堵相勤候旨申上候得ハ、夫は先結構之事と被仰候

二子

佐志村

浜田古城

弁当

馬部

呼子・名古屋

一、此所は二子ニ而有之哉と被仰候ニ付、唐津村之内二子と申上候

一、数々相尋候筋も有之候得共、途中ニ而ハ承間敷、今晚泊ニ而可相尋と被仰候、道筋之儀ハ申聞候様被仰付候

一、峠御尋ニ付中山峠と申上候、境ニ而從是佐志村と申上候得ハ、村堺ハ其所々ニ而申聞候様被仰候ニ付、村々ニ而申上候、佐志御立場申上候処、御先御駕籠立不申候故、先之立場迄ハ可參被仰、道法御尋ニ付八丁程之坂御座候故、御立場迄ハ拾丁程と申上候

一、佐志坂地藏之元々浜田古城掛御目申候、海上御覽被成宜敷景色と被仰、島御尋ニ付大島・高島申上候、古城跡所々ニ有之哉と御尋ニ付、名古屋・岸嶽廓形も御座候而、侍衆壹人ツ、在番御座候、其外砦跡拾ヶ所程も御座候得共、何レも山林・田畑ニ相成居候旨申上候、名古屋免子嶽之儀御尋ニ付及承候有増申上候

一、佐志坂之上御建場、御駕籠立申候而、御供衆弁当御遣御座候、御立掛此所えハ役人衆出張有之哉と御尋ニ付、此所ハ出張之仁無御座候旨申上候、茶等世話致候者ハ村役人ニ而有之哉と被仰候ニ付、御意之通ニ御座候、此跡御立場ニ而御弁当被召上候筈ニ相心得、此所えハ御茶之用意も甚不都合ニ而御座候旨申上候得は、不苦と被仰候、此所ニ而は世話方之仁へ御礼も不申候故宜敷相頼候と被仰、同所より御駕籠ニ御召被成候

一、馬部堺申上候処、村名文字御尋ニ付馬部と申上候へハ、再三御尋御座候、同所少し前ニ而此所ハ往還ニ而有之哉と御尋ニ付、呼子・名古屋へ通路仕候道筋ニ御座候と申上候

高野村

一、追分ニ而、是ハ呼子・名古屋別れ道ニ而有之哉と被仰、里数御尋ニ付呼子へ壹里貳拾九丁、名古屋へ壹里三拾丁と申上候
一、馬部十の木ハ御歩行ニ而御出御座候

一、高野村ニ而村高・人家御尋ニ付、高六拾三石九斗余、家九軒と申上候得ハ、至而之小村ニ而有之候、馬部村之内ニ而ハ無之哉と被仰候故、左様ニ而ハ無御座、高野村と申一村ニ而御座候と申上候

大久保村

一、大久保村ニ而村高・人家御尋ニ付、高百七石余、家数八軒と申上候

菖蒲村

一、菖蒲村ニ而村名文字御尋ニ付、菖蒲村と申上候得ハ、高・家御尋ニ付高五百六拾八石余、家六拾六軒と申上候

諸色相場

一、穀物其外諸色相場之儀ハ、肥前守様御領内同様之相場ニ而有之哉と被仰候故、肥前守様御領分之相場とハ、少々ツ、高下御座候旨申上候得ハ、国相場ニ而有之候哉と被仰候、御近国之相場ニ而相定候得ハ、格別甲乙無之御座候旨申上候

打上村

一、此先ニ立場有之哉と御尋ニ付、打上村と申所ニ御立場御座候旨申上候得ハ、里数御尋ニ付拾六丁程と申上候、呼子迄ハ何程と被仰候ニ付壹里八丁と申上候

切支丹制札

一、打上御立場ニ而御駕籠建、御休御座候、御立掛、呼子迄里数御尋ニ付貳拾八丁程と申上候
一、横竹村御高札御覽被成、高札場ニ而有之哉と被仰候故、切支丹御制札ニ而村毎ニ御座候と申上候

名古屋古城

一、呼子辻ニ而名古屋古城掛御目ニ申候、島御尋ニ付加部島と申上候、佐用姫之古跡等御尋ニ付申上候

呼子町

一、呼子町中ニ而、此所ハ何町と申候哉と御尋ニ付、中町と申上候

一、御茶屋御門口ニ而平伏仕候処、是ハ御太儀ニ候と被仰候ニ付、旅宿へ引取申候

曾我又左衛門様御駕籠添

猪八郎（相知村大庄屋）

右同断

庄左衛門（畑河内村大庄屋）

御同人様御用人様御駕籠添

兵左衛門（板木村大庄屋）

御給人
大庄屋役
御用人

一、同日七ツ時頃、麻上下着用仕御茶屋へ御機嫌伺ニ罷出、御宿亭主又一郎を以申込、暫相待居候処、御給人台所え御出、其方達ハ在方之大庄屋ニ而有之哉、格式等有之哉、苗字等も相用候訳ニ可有之旨御尋ニ付、別段格式と申も無御座、大庄屋役ニ而苗字・帯刀御免ニ御座候得共、就御巡見使様ニは、御駕籠添相勤者共一刀ニ而苗字相用不申候、当御領分之儀ハ、大庄屋・庄屋共寺沢志摩守様御遺法を以、御領主様御代々御取替手厚ニ御座候旨申上候処、無間も縁側へ罷出候様御沙汰ニ付、三人共ニ御用人様御座敷縁側、縁取之上へ罷出候処、御用人池田乙右衛門様・関真平

相知村大庄屋

御所替

公儀御高札

定免

四ツ成

様御列座ニ而、御給人御兩人左右ニ御立合御座候、御機嫌宜敷、是迄被為入恐悦申上候旨申上候処、今日は何れも遠方御太儀、嘸御勞ニ而可有之旨御挨拶有之、乙右衛門様御尋御座候ハ、何れも何村之大庄屋ニ而、名面何と申候哉之旨御沙汰ニ付、相知村大庄屋猪八郎・畑河内村大庄屋庄左衛門・板木村大庄屋兵左衛門と申上候処、御給人衆御書留被成候

一、当御領主様ハ、御所替々何ヶ年ニ相成候哉と御尋被成候ニ付、当年迄式拾壹ヶ年御居城御座候旨申上候処、御書留被成候

一、当御領主様ニハ如何之御沙汰ニ有之候哉、公儀御高札之趣、尚又御領主御法度之次第、定而夫々御沙汰可有之、其方達も承知いたし居候哉と御申被成候ニ付、兼而嚴重被申付候ニ付、奉畏罷在候旨申上候処、御高札場何ヶ所有之哉と御尋ニ付、領分中ニ拾五ヶ所御座候、切支丹高札之儀ハ村毎ニ御座候旨申上候処、御書留被成候

一、当御領主様ニハ御取箇、如何之被成方ニ候哉と御尋ニ付、村々高二免掛、御年貢上納仕候段申上候処、夫ハ定免ニ候哉、又ハ何ヶ年定と申訊ニ候哉之旨御尋ニ付、定免と申ニも無御座候へ共、當時居リニ相成居申候段申上候処、如何之免合ニ候哉と御申ニ付、村毎ニ違ひ申候、六ツ余之免も御座候得は、三ツニ引候場所も御座候ニ付、平均仕候ハ、四ツ成ニも可相成哉、平均之儀ハ不奉存旨申上候、外ニ運上等掛不申哉、鯨杯も捕候旨、其外諸運上抔相増下々難渋之筋ハ無之哉、尚又此外御取箇ニ付難渋と存候儀ハ無之哉之旨御尋ニ付、何れも御代々御引継通ニ而、下難渋之筋無御座候、不作之年柄ニハ其段申上候得ハ、役人中見分之上引方被申付候、如何様豊年ニ而も免合之外、御年貢相増不申候旨申上候

御仕置

御勝手向

郡代

家中風儀

孝心之者

学問・武芸

一、当御領主様御仕置之次第、尚御勝手向并凶年之節御手当方如何被成候哉、下難洪之筋等ハ無之哉之旨御尋ニ付、御憐愍之被成方ニ而御座候得共、兼而御難洪之中遠路之御旅行、其上吉凶打続、度々之御代替、御物入多、御勝手向別而御難洪之儀ニ御座候、然れ共去ル申年無類之凶作ニ而余計之御引方、当暮二至、御年貢九千六百俵程も不足ニ相成、以是下難洪ニ不相成様御貸付被下、翌春百姓共夫食所持不仕候ニ付、多分拝借被仰付、此外格別難民ヘハ別段御手当等も御座候而、及飢ニ候者も無御座、一同難有かり申候、此上も御救被成度御含ニ御座候ヘ共、前条申上候通、御不如意之御勝手方ニ御座候儀ハ、何分不被為任御心旨申上候処、被成方宜敷候ハ結構成事と被仰候

一、郷掛郡代と申ハ誰々ニ候哉、其下役ハ何ニ而候哉、右役人方氣質如何ニ而、下々無理成事等は無之哉と御尋ニ付、郡代渡辺三右衛門・稲石有治、此外ニも郡代御座候、下役代官六人御座候、在方掛之儀ハ被相選候と相見、無理成儀等無御座、何れも下憐被申候旨申上候処、尤之事と被仰候

一、御家中御風儀如何ニ候哉と御尋ニ付、御家中ヘ御出入不仕候ニ付、委細儀ハ不奉存趣申上候
一、孝心之者ハ無之哉、又は不孝之者ハ無之哉之旨御尋御座候ニ付、格別孝心之者・不孝之者無御座旨申上候処、然ハ孝人・不孝人共、格別之儀無之儀と被存候旨被仰候

一、御家中学問・武芸被成候哉と御尋御座候付、随分学問・武芸御心掛被成候趣、及承申候旨申上候

博奕

一、御法度相背、博奕等致候者ハ無之哉と御尋ニ付、右体之者も及承不申旨申上候処、然ハ格別博奕いたし候者ハ無之と相見候段被仰候

一、当御領分、以前ニ引合盛変（衰カ）如何候哉と御尋御座候ニ付、近来作合不宜、其上一昨年之凶作ニ而、在町共ニ殊之外変（衰カ）微仕候段申上候処、迷惑之段被仰候

馬牧

一、馬牧有之由、何と申所ニ而、馬何程出来候哉と御尋ニ付、馬渡島と申牧御座候、一ヶ年ニ拾四五疋も出来候由承居申候へ共、当所より海上五里程隔居候ニ付、委敷ハ不奉存候段申上候

田畑普請

一、田畑普請、如何御申付被成候候哉と御尋ニ付、村方ニ而及手ニ不申節、其段申上候得ハ、越夫ニ被申付候、右入用之竹木ハ上之林ニ而渡ニ相成候旨申上候

一、其方達随分役儀精勤致可被申、尚又相尋度筋も有之候得共、先此分ニ而宜敷引取、休息可被致、御太儀之旨被仰聞候ニ付、難有奉存候旨申上、引取申候

右之通ニ御座候、以上

戊閏四月

板木村大庄屋

田代兵左衛門

畑河内村大庄屋

宮崎庄左衛門

相知村大庄屋

田崎猪八郎

近藤勘七郎

近藤勘七郎様御駕籠添

鏡村大庄屋

新兵衛

今村大庄屋

良吾

浜崎

一、去ル五日浜崎御泊ニ而、翌六日呼子御泊御通行被遊候ニ付、暁七ツ時分御分石へ罷出、御待申上候処、五ツ時頃御出被遊候ニ付、御付添仕候段、御駕籠脇之御方へ申上名札差上、近藤勘七郎様御駕籠添仕候処、御尋之條々左之通ニ御座候

御分石

一、御分石より水島迄御歩行ニ而御出被遊候処、松原中ニ而島御尋ニ付高島と申上候処、民家有之哉と被仰候ニ付、八拾軒程御座候旨申上候

鏡村

一、同所御立場ニ而、何村之内かと御尋ニ付、鏡村之内と申上候、道分御右ハ水島と申上候

新堀

一、新堀御立場より御駕籠へ被召、大石町門ニ而、是より町役之者御付添申上候旨申上、桜之馬場口ニ而御待申上候処、無程御出被遊、御付添申上候処、同所出はつれニ而山御尋ニ付衣干山と申上候処、故事ニ而も有之哉と被仰候ニ付、神功皇后御衣干給ひ候由申伝候旨申上候、島御尋ニ付大島と申上候、名所・旧跡等有之候ハ、其場所々々ニ而申上候様被仰候

衣干山

浮嶽

一、中山峠溜之辺ニ而、跡へ見候高山ハ筑紫富士かと御尋ニ付、御意之通ニ御座候、本名浮嶽と唱申候と申上候

中山峠

浜田古城

一、同所坂之名御尋御座候ニ付、中山峠と申上候

一、佐志村御立場ニ而浜田古城之儀申上候処、何方哉と被仰候ニ付、是ハ相見不申佐志坂より相見候ニ付其節申上候様可仕申上候、此所ハ浜口と申所かと被仰候故、佐志村之内浜口と申所之由申上候処、夫々御書留被成候、同所御立場ニ而御小弁当御遣被成候ニ付、御茶代百文銭式銅被下置候、茶屋主分受取書差上申候

一、佐志坂中より浜口古城掛御目申候処、御駕籠へ御申上ニ相成、御覽被遊候

大島

一、大島・神集島・姫島御尋ニ付申上候、夫ハ此坂長ハ何程哉と御尋ニ付、八丁程と申上候

対州領

一、佐志村坂之上御立場え御休後、三四丁も御出ニ相成候処、御左之麦畑より陸尺之者五六人走り出、対州領之陸尺昇居候御駕籠近参候処、御側衆耆人御立戻、只今参り候陸尺は何方之御手当ニ候哉と御尋ニ付、陸尺へ承候得ハ、唐津之者と申候故、如何ニ而御駕籠へ付候哉と相尋候得ハ、我々儀ハ呼子御出立之節為御用罷越居申候処、対州領陸尺旁候半奉存、助候心得ニ而罷出申候由申聞候故、其旨申上候得ハ、陸尺は六人差出サレ候様被達置候処、八人出居候、其上多人數御馳走ニ被差出候而は、旦那迷惑ニ相成候事ニ付、呼子御手当之儀ニ候ハ、早々跡へ引退、胴勢之断列を離レ、参候様取計可申旨被仰候ニ付、人馬方ハ差図仕候訳ニ無御座、全く陸尺共心得ニ而罷出候趣ニ御座候処、左様之御沙汰被仰付奉恐入候、御勘弁被成下置候様申上、跡へ引下り候様申付候

御仕置

一、御仕置并御取箇等如何哉と御尋ニ付、御政事向・御取箇等之儀、於先代ニ別而相変候儀無御座、下々御勞り、御憐愍之御仕置ニ御座候旨申上候

馬部村

一、馬部村ニ而何村哉と御尋ニ付、馬部村と申上候処、馬部とハいか、書き候哉と御尋御座候ニ付、文字申上候、民家ハ不相見と御尋ニ付、御左之方山陰ニ相成居候旨申上候

一、同村追分ケニ而呼子へ之里數御尋ニ付、壹里貳拾九丁と申上候、又名古屋え之里數御尋ニ付、

壹里三拾三丁と申上候

菖蒲村

一、菖蒲村・打上村堺之处、宜敷原と被仰、畑ニハ不相成哉と御尋ニ付、此所ハ以前々此通り之原之由承申候、土地合不宜候ニ付畑ニハ相成兼、猶又村堺之場所ニ付、猥ニ畑等ハ打起不申儀と奉存候旨申上候得ハ、成程と被仰候

唐津焼

一、唐津焼茶碗之儀、御城下ニ出来候由被仰候ニ付、御意之通ニ御座候と申上候

一、打上村御立場ニ而御茶被召上、御茶代四文錢八銅被下置候ニ付、茶屋主々請取書指上申候

一、同所ニ而御駕籠之側ニ被招呼、御用人様々呼子道法御尋御座候ニ付、貳拾八丁と申上候

名古屋古城

一、名古屋古城ハ何方哉と御尋ニ付、呼子之辻々相見候ニ付、其節掛御目旨申上、呼子之辻赤木村分水道辺より右古城申上候処、御覽被遊、平戸領内かと被仰候ニ付当領分ニ而御座候、夫々加部島、同天当嶽、馬渡島・壹州御尋御座候ニ付又々申上候

近藤勘七郎様御用人様御駕籠添

入野村大庄屋倅

淳蔵

御用人小野

大石町

中山峠

佐志村

馬部村

家居根山

去ル六日朝、御分石二而、近藤勘七郎様御用人小野東馬様御駕籠脇衆え名札差上候処、殿様御歩行二付、旦那も御一所二御先之由御申二付、追付御給人様へ名札差上、御用人様御付添大庄屋二而御座候段申上候処、御太儀と被仰、其俣御付添申上候、新堀御立場二而暫駕籠立申候、大石町口二而是今市中二罷成申候二付、町役之者御付添申候段申上、町役之者へ替合、桜馬場へかけ抜御付申候一、中山峠二而、此所佐志坂二而候哉と被仰候二付、此所ハ唐津村・佐志村境、中山峠御座候段申上候処、佐志坂ハ先二有之哉と被仰候二付、佐志村人家御通過先二而御座候と申上候処、余程けわしき坂之由、登何程有之哉と被仰候二付、八丁余も御座候而甚けわしき坂二而御座候段申上候一、佐志村二而、此辺二古城有之候哉と被仰候二付、浜田城御右二相見申候段申上、掛御目申候処、誰居城二候哉、猶又此辺古城・名所等無之哉と被仰候二付、佐志將監居城之由承居申候、外二御通筋申上程之場所無御座候、尤名古屋古城呼子辻今相見申候段申上候

一、佐志坂之辻二而高島・大島・浮嶽御尋二付申上候、比礼山御覽被成、能景色と暫御眺御座候一、佐志村行越御尋二付馬部村と申上候処、むまべかと被仰候二付、御意之通二御座候段申上候、馬部村二御入込二相成候而、人家御尋被遊候二付、御左山陰二馬部人家御座候段申上候、此所平ラ之地二而山沢山有之候処、山運上二而も掛り申候哉と被仰候二付、此辺ハ家居根山二御座候而、

焼物山	田植	御上知	壹万六千石余	手船	船打立
一、焼物山有之候哉御尋ニ付、御献上ニ相成申候唐津焼茶碗、城下近辺ニ出来申候、尤壳買之品は焼不申、御献上并領主入用計焼申候段申上、土捨等之段及承居候荒増申上候	一、菖蒲村ニ而、此辺田植幾頃いたし候哉、早苗勝ニ候哉と被仰候ニ付、植付之儀ハ五月之中ハはんぜニ掛り根付仕申候、早苗ハ少く中稲・晚稲勝ニ作仕候段申上候	一、打上村ニ而、唐津領も御上知ニ相成、国狭く相成候段被仰候ニ付、御意之通ニ御座候、御所替毎御上知ニ相成申候而、殊之外国狭く相成居申候段申上候処、何程御預リニ相成居候哉と被仰候ニ付、壹万六千石余御預リ所ニ相成居候由承リ申候段申上候	一、御巡見ニ付船打立ニ相成候由、式三艘も出来候哉、右入用百姓余程差出候半、何程差出候哉被仰候ニ付、手船甚古ひ居申候而、兼而御備も御手薄ニ相成居、昨年迄ニ打立ニ相成候由承リ申候、御巡見様ニ付出来と申程ニも無御座候、兼而之御備ニ御出来之由承リ申候、此節御渡海御乗船、右御船之由ニ御座候、船打立雑用等ハ百姓ハ差出不申、手船ニ而御座候段申上候処、左様かと被仰候		

打上村

歩行

御用人桑原

十一日乗船

一、馬部追分ヶ之儀御尋御座候ニ付、先刻御覽被遊候追分之杭相建居申候場所、名古屋・呼子追分
ニ御座候段申上、呼子・名古屋道之法申上候

一、打上村ニ而此辺松沢山之様相見候処、家道具等松相用申候哉、榎木も有之候哉と被仰候ニ付、
家材木は松勝ニ御座候、榎ハ少く椎木ハ相用候段申上候

一、打上村御立場より、近藤様歩行ニ而御一所ニ御歩行ニ付、別ニ御尋之儀も無御座候、右之趣之
御尋向ニ而八ツ時頃呼子御旅宿へ御着被遊候ニ付、私共三人共ニ御玄関脇へ平伏仕、御入之上、
御駕籠脇之御方ニ御暇申上引取申候

一、同日七ツ半時頃、三人共ニ麻上下着用仕、御宿迄罷出、今日は無御滞御着被遊恐悦奉存上候、
乍恐御機嫌御伺ニ罷出候旨、御宿亭主坂口五次兵衛を以申込候処、無程御用人桑原栄藏様台所へ
御出被成、今日は何れも御付添御太儀ニ存候旨御挨拶ニ而、尚又被入御念旦那安否被伺候段申達
候、拙者より宜敷及挨拶候様被申付候、此上御用向有之候ハ、可申遣、何れも御旅宿へ御引取、
御休息有レと被仰候ニ付、御暇申上引取申候

一、十一日御乗船之節、麻上下着用、呼子御高札之脇ニ罷出、御見送り御暇乞申上候
右之通ニ御座候、以上

戊閏四月

入野村大庄屋代役

諸岡淳藏

今村大庄屋

黒岩良吾

鏡村大庄屋

中江新平

大久保勘三郎

大久保勘三郎様御駕籠副

黒川村大庄屋

与助

有浦村大庄屋

信藏

御分石

一、戊閏四月六日辰上刻前、大久保勘三郎様御分石え御出ニ相成候ニ付、手札差上候処、御駕籠脇之衆取ニ御出被成候故、為御用弁御駕籠え御付添申上候段申上、与助儀ハ御駕籠之御右へ、信藏

義ハ御左え御付添申上候

二里松原

一、二里松原御立場ニ而御駕籠立申候処、御駕籠脇之衆ハ御城下迄之里御改ニ付、式拾七丁程と申上候処、御城下ハ手前え渡有之候哉と御尋ニ付、水島之渡御座候段申上候処、夫迄ハ松原計ニ而有之哉と御尋ニ付、水島と申人家御座候と申上候得ハ、家数御尋ニ付百九拾七軒と申上候処、其旨御駕籠内え御申上ニ相成申候

鏡山

一、同所ニ而御徒士衆御案内ニ候哉と御尋ニ付、御案内之者ハ御先え相立、外ニ居申候我々ハ為御用弁、御駕籠へ御付添申上候段申上候処、鏡山之儀御尋ニ付申上候、尚鏡之神之儀御尋ニ付、二社ニ而一ノ宮ハ神宮皇后之御鏡、二之宮ハ太宰少式広嗣を勸請いたし御座候旨申上候処、当所ハ浜崎・水島へ之里数御尋ニ付、両所共式拾丁程と申上候へハ、御書留ニ相成申候

一、水島八幡前御立場ニハ御駕籠立不申、直ニ御渡舟、尤御駕籠ハ被為出御船へ被召、新堀御上場より又々御駕籠へ被召、御立場ニ而御駕籠立申候、我々義ハ別船ニ而渡船仕候

水島

一、水島ニ而新堀迄之里数御尋ニ付、五丁と申上候

新堀

一、新堀土場ニ而御駕籠脇之衆え申上候得ハ、当所ハ少シ御付添申上、夫より城下町中ハ町役之者共御付添申上候故、私共儀ハ、桜馬場と申所ハ又々御付添申上候段申上置候而、大石町坂迄御付添申上候

桜之馬場

一、桜之馬場ニ而前之通罷出居御付添申上候、御駕籠之衆ハ呼子里数御尋ニ付、三里拾壹丁と申上候

菜畑

一、唐津村之内菜畑ニ而、衣千山御尋ニ付申上候処、是ハ呼子迄之間峠坂有之候哉と御尋ニ付、中山峠と申所并佐志之内荒平坂と申所御座候、其外少々之坂ハ御座候と申上候

妙見松原

一、中山溜之下ハ妙見松原相見候処、あの松原ハ名有ル松原ニ而無御座、唐津村之内松原ニ而御座候旨申上候処、中山溜縁チより水落居候を御見掛、瀧ニ而候哉と被仰候ニ付、左様ニ而無御座、是ハ田地囲之溜ニ而満水仕候得ハ余り水、御覽之通落候旨申上候

中山峠

一、中山峠二而坂長御尋二付、七丁程も可有御座哉と申上候、中山峠前二而御駕籠脇之衆々等御冠被成と御申御座候二付、相用申候

佐志村

一、佐志村入口二而、御立場ハ何処哉と御尋二付、佐志村之内浜田と申所、今少シ先御立場二御座候と申上候

一膳飯

弁当

一、佐志村浜田御立場之儀、幕打、萩垣之外えも長幕を掛ケ、其内え涼床並出、店之儀も取片付、軒下二涼床え並、一膳飯之用意等いたし有之候、左候而御駕籠立候処、何れ之立場二而も此通二而候哉、又は弁当二而も遣候ためニ如斯被成有之候哉と御駕籠脇之衆々御尋有之候二付、外立場二而ハケ様ニいたし無御座候、当所二而御弁当御遣可被遊候二付、斯之通いたし御座候段申上候、

幕張

尚又御弁当御遣被遊候ハ、粗相ニ御座候得共人家内え御入、御遣被遊候様申上候処、御立場萩垣外へ床並へ、幕張有之場所へ、御用人様始御休息ニ而御弁当御遣二相成候故、御多葉粉盆ハ勿論、御茶等夫々為指上候、御供廻下部之衆ハ重右衛門宅軒下へ床三四軒寄、縁取敷有之候を御駕籠脇之衆御見掛ケ、此場所借候而差間ハ有之間敷哉と御尋二付、差間無御座候段申上候処、其場所へ御下部一同御寄被成、御持参之弁当御渡二而遣ひ被申候、其節茶屋重右衛門方働之者茶を汲み、下部の方へ指遣候を取候筈二手を出候処ニ御徒士衆と相見、幕内々急ぎ御出、茶給候ハ、湯をすまし置候二付夫を給可申、段々申付置候而も不相有趣御呵、其跡委敷御口上向不相分、其

持参之弁当

茶代

俣幕内へ御引取、暫時して又々御出、其節ハ茶屋へ手当之茶給候様御沙汰相成候儀と相聞、下部一同茶屋之茶給申候、左候而御立掛、茶代として銭貳拾疋被下置、直ニ受取書差上申候

佐志村家数

唐津宜敷御国

所替以来

馬部追分

与助鼻血

御用人

一、同所ニ而御駕籠脇之衆并御徒士衆、浜崎、呼子迄御通筋村名書付、御持參ニ而村名御尋之上、馬部・菖蒲へハかな御付被成候

一、佐志坂登り掛リニ而、此坂ハ何と申候哉と御尋ニ付、佐志村之内荒平坂と申上候

一、佐志坂地藏之下ニ而、佐志村家数御尋ニ付百五拾八軒と申上候、唐房浦御覽被成、あの場所も佐志村之内かと御尋ニ付、唐房浦と申上候処、高も有之候哉と被仰候故、八拾六石余高も御座候旨申上候、家数御尋ニ付百五拾三軒と申上候、同所、相見候山々島々御尋ニ付夫々申上候

一、同所ニ而、唐津ハ宜敷御国と承存候段御咄ニ付、田舎ニ御座候而宜敷儀無御座段申上候処、場所之儀ニ無之、殿様之御勝手都合宜敷場所と承居候旨被仰候故、以前ハ如何御座候哉不奉存候得共、御所替以来御分地ニ罷成候而、都合宜敷事ハ扱置、上下共甚困窮仕候旨申上候処、平戸様ハ別而御取箇宜敷と被仰候

一、佐志坂之上御立場ニ而御駕籠立申候処、御駕籠衆、此所何と申候哉御尋ニ付、佐志坂之上立場と申候旨申上候

一、馬部追分ニ而教杭御覽ニ而、肥前名古屋へ参候道ニ而御座候哉と御尋ニ付、御意之通と申上候、尚呼子・名古屋之道法御尋ニ付申上候

一、打上村人家入口ニ而与助儀鼻血出、少シ跡ニ処し候、出止ミ候ニ付御立場御休ミ之所へ参付候所、御用人下沢喜太録様御使として押へ之衆御出、信藏へ御申御座候ハ、不及申候ニ付御引取御養生被成候と御申ニ付、信藏申上候ハ、成程先刻鼻血出候得共、早速快方仕氣分等少も替り不申

横竹村	呼子 古城 名古屋	天当嶽 田島大明神	御朱印地 殿之浦	御機嫌伺
差支ハ無御座候ニ付、御懸念不被下置候様申上候処、又々御出少も御遠慮ハ無御座候ニ付御引被成候様、出止ミ不申候ハ、葉も此方ニ有之候と被仰、都合四度迄御出御座候故、御用人様御付添元造へも右之趣申聞、御掛念無御座候様厚御礼申上呉候様申談、夫々御付添申上候				
一、打上村南より下り坂御尋ニ付、笹田坂と申上候処、夫々御書留御座候				
一、横竹村坂名御尋ニ付、横竹村之内クンロク坂と申上候処、御書留ニ相成申候				
一、横竹・呼子境石ノ末渕川ニ而、是ハ呼子村ニ而御座候旨申上候				
一、呼子坂之上ニ而名古屋相見候ニ付、御覽ニ入申候処、村御尋ニ付古城之辺名古屋村・同釣海士分・浦分と三ヶ所ニ相成、家数四百六拾軒余御座候旨申上候				
一、天当嶽御尋ニ付、加部島之内天当嶽と申上、尚同所へ田島大明神、御朱印百石之社御座候、外ニ佐用姫之社も御座候と申上候処、何程位之島ニ候哉と御尋ニ付、三百三拾石程と申上、其内ニ而百石之御朱印付居申候旨申上候、里数御尋ニ付呼子村より拾四丁程と申上候				
一、呼子村之内へいり坂ニ而、殿之浦と申候而、呼子村之内ニ而ハ無御座旨申上候				
一、呼子村ニ未上刻前御入込ニ相成候、我々儀ニ御本陣迄御付添、同所ニ而御暇乞申上、旅宿へ引取申候				
一、申刻過、我々一同麻上下着用、御機嫌伺ニ罷出候処、御髪月代等御差聞之御模様ニ付、夜ニ入罷出候処、最早御しづまり之頃之由、御宿亭主芳藏申聞候ニ付、翌七日早朝三人共一所ニ御機嫌伺罷出候段、御宿亭主芳藏を以御用人様へ申上候処、御用之筋も有之候由ニ付、何れも相待候様				

被仰、其後又々芳藏御呼出ニ而、右三人之者ハ所之者ニ而候哉と御尋被成候ニ付、左様ニ而ハ無御座、為御用外ハ参居候段申上候処、左様之訳ニ候得ハ別段御用も無之候間、御太儀之旨被仰、御暇被仰付候旨芳藏申聞候ニ付引取申候

右之通ニ御座候、尤外ニ少々、之御咄等ハ御座候得共、申上候程之儀無御座候、以上

戊閏四月

有浦村大庄屋代役

加茂信藏

黒川村大庄屋

福本弥兵衛

御用人

大久保勘三郎様御供御用人下沢喜多録様御付添

相知村大庄屋倅

元造

御分石

戊閏四月六日、御分石ニ而手札差上御付添申上候処、御尋之条々左之通ニ御座候

御取箇

- 一、御駕籠え付添、御分石ハ一町程も罷越候処、御直ニ名面御尋ニ付相知村大庄屋倅元造と申上候
- 一、御領分相変候儀も無御座候哉、静謐ニ候哉と被仰候ニ付、御意之通相変候儀も無御座段申上候
- 一、御取箇如何有之候哉、下難渋之筋は無之哉と御尋被遊候ニ付、御先代御引継通、物成米等納外
- 二、下難渋之御取箇無御座候段申上候

餓死人
無類之凶作

御上御勝手向
所替以来

廿一ケ年

御難渋

定免

御用捨米

一、去々申年は無類之凶作ニ候処、当御領内如何ニ候哉、且餓死人等は無之哉、御手当等如何被仰付候哉御尋被遊候ニ付、御意之通、去々年は無類之凶作ニ而一同難渋仕候処、秋作損毛見分之上、不少引高二相成候得共、御年貢取詰不相成、別段之拝借莫々願済、御年貢皆済仕候得共、翌春之凌相成不申候ニ付、余計之夫食米拝借被仰付、其上極難民ニは御救米等被仰付取続申候様、乍併多年不作打続之上、凶作ニ御座候得ハ極々難渋仕候、上二而も甚御苦勞被成候得共、近年別而御難渋之中、損毛引高并余計之拝借夫食拝借等彼は漠々弥上之儀ニ而、思召不被行届村々ニ而も色々取計、取続候体之儀ニ而、餓死人無御座候計ニ而、極々難渋仕候段申上候処、御上御勝手向當時如何ニ候哉と被仰候ニ付、御所替以来御難渋之上、度々之御代交りニ而、吉凶之御物入打重、其上近年之不作打続之上、去々申年凶年と相成、當時別而御難渋之儀御座候、乍去右之中二も前々申上候通、御手当等誠ニ以御難渋ニ存御座候段申上候処、御所替以来何ケ年ニ相成候哉と御尋被遊候ニ付、文政元寅年御所替ニ而、当年迄廿一ケ年ニ可相成と申上候処、左様ならハ御近国之御所替ニ而ハ、御物入も未々御難渋薄らがぬ内、度々之御代交りと申御難渋ニ可有之、御代交りニ付而は御国之御物入も可有候得共、公辺之御物入等中々少からぬ儀と承り候、御難渋尤之儀と被仰候

一、御領分免は定免ニ候哉、又三ケ年とか五ケ年とか、年限定免ニ候哉と御尋被遊候ニ付、當時定免ニ相成居申候と申上候処、當時何国も定免ニ相成居候趣と被仰候ニ付、乍去当御領内之儀ハ、不作之年ハ検見被仰付、尚又年々御用捨米・御救米等被下、免合ニも拘り不申春免合は軽く相成申候段申上候処、夫ハ結構と被仰候

物成米

米納

孝人

郡奉行

御家老

非道之人

諸役人衆

一、当御領内物成米ハ、反米カ石米カと被仰候ニ付、反米・石米とハ如何之訳ニ御座候哉、不奉存候得共当領物成米取出候儀ハ、田畑共ニ石盛と申、壹反ニ何石何斗何升と、上中下共ニ時々ニ而石盛相定リ居候ニ付、其石盛ニ免を掛、物成米ハ取出申候と申上候処、夫ニ而相分候と被仰候一、御領内ハ米納ニ候哉、永納ニ候哉と御尋被遊候ニ付、米納ニ而御座候と申上候処、不殘米納ニ候哉と被仰候ニ付、田畑共ニ米納ニ御座候と申上候

一、御領内ニ抽候孝人有之哉と御尋被遊候ニ付、抽候孝人と申候而ハ當時無御座候段申上候

一、郡奉行とか、奉行とか郷方支配之奉行有之哉と御尋被遊候ニ付、成程、郡代と申郡方総支配役人御座候と申上候処、右役人何れも仁心ニ候哉と被仰候ニ付、何れも仁心深御座候と申上候処、被仰候ハ、其外在掛役人衆何れも仁心ニ候哉と被仰候ニ付、何れも仁心深、勘弁宜敷御座候、一体在掛り役人衆ハ別而人柄被相撰候儀と相聞申候段申上候処、尤之儀と被仰候

一、御家老役之人御仁心ニ候哉と御尋被遊候被付、私ともハ御人柄如何ニ御座候哉、御家中出入不仕近付儀も無御座候ニ付不奉存候得共、何れも御仁心と相見申候、先刻も申上候通り御郡代始御仁心ニ付一同仁心深御座候儀と相察申候段申上候処、成程、左無之候而ハ不相成儀ニ候、たとへ殿様計り御仁心ニ而も諸役人非道之人有之候而ハ、靜謐ニハならぬものと被仰候

一、御家老始在掛り諸役人衆、下リ米請候儀如何ニ候哉、不帰服之程ニ而無之哉と御尋被遊候ニ付、何さへ不帰服ニ奉存候儀無御座、百姓一同帰服仕候、乍併殿様御貧乏ニ付ハ、上下共ニ難渋仕候儀も御座候段申上候

家中遊山

領分田畑

城下町

御上知

諸色高直

領分手狭

公儀訴訟

再三嘆息

一、何方二而も有之候事ニ候か、家中衆遊山或ハ釣等ニ被出候儀可有之と御尋被遊候ニ付、成程時
ニより釣等ニ被出候儀見請候儀も御座候段申上候処、被出候節、百姓之邪魔ニなられ、致難儀候
儀ハ無之哉と被仰候ニ付、私儀ハ御城下より三里余隔り居申候ニ付、右等之儀委敷不奉存候得共、
百姓難儀ニ相成候儀是迄承およひ不申段申上候

一、御領分田畑、何れか多き方ニ候哉と御尋被遊候ニ付、山え付候村々ハ田多く畑少く御座候、乍
併平地・海辺え付候村々ハ、田畑五分々々ニも可有御座哉、都合ニ而ハ畑少き方ニ可有御座と奉
存候得共、委くハ不奉存候段申上候

一、御城下町方ハ繁昌ニ候哉、御尋被遊候ニ付、当時甚不景氣ニ而難渋もの勝ニ御座候、御所替砌、
不慮ニ壹万六千石余御上知ニ被仰付、御領分手狭ニ相成候ニ付而ハ、自然と人々之出方少く相成、
其上近年諸色高直ニ付而ハ、中々日々之凌も付兼候位ニ而、当時甚困窮仕候、夫ニ准し御領内在
中百姓、御公役を始、夫丈ケ難渋ニ相成申候段申上候処、御上知ニ相成候分ハ不殘新田村哉と被
仰候ニ付、新田村ニ而は無御座、新田之儀ハ村々ニ而出来、御上知之分ハ四拾七ヶ村かニ而御引
分ニ相成居申候段申上候処、夫レは余計之村数と被仰候ニ付、夫丈御領分手狭ニ相成難立行、
村々一同相嘆候ニ付、既ニ御得代無間も我々同勤之内出府仕、乍恐難渋之次第御公儀様え御訴訟
申上候得共、御取揚無御座、無是非仕合ニ而、上下相困り候儀ニ御座候段申上候処、夫は甚痛心
之儀ニ候、成程御領分手狭ニ相成難渋可致、呼鳴、尤と再三嘆息被遊候

長崎往来

御政治向

新法

免合

鼻紙式枚

田畑平均

一、長崎往来ハ浜崎ノ左之道ヘ参候哉、先キハ肥前ヘ出候哉と被仰候ニ付、御意之通浜崎ノ左リ之道ヘ当領内徳末宿ヘ継合、夫ノ佐賀領、大村御領内通り申候と申上候処、殿様江戸御往来ハ船カ、陸カと被仰候ニ付、陸ニ而参勤御座候と申上候処、夫レデハ尚々御物入多ニ可有之と被仰候

一、御政治向、百姓難渋ニ相成候廉ハ無之哉、猶又新法之儀ハ無之哉、并諸事御先代御引継通りニ而相替り候儀ハ無之哉御尋被遊候ニ付、先刻ノ段々申上候通、何ぞ百姓難渋之廉と申候而は無御座、尚又新法之儀無御座候、私儀ハ御先代之儀幼年ニ而存不奉候得共、訳而御先代通りニ相替り候儀無御座趣御座候得共、近年不作打続、尚又殿様御不如意ニ付而は上下共難渋仕候段申上候

一、御領分免合、平均幾位ニ可申当哉と御尋被遊候ニ付、幾位ニ相当リ可申哉不奉存候ヘ共、免之儀ハ村々ニ而違御座候、乍併御用捨米并御救米被下置候ニ付、春免よりハ余程輕ク相成、三ツ余、四ツ位ニも相当リ可申哉と申上候処、畑之免ハ幾位ニ可相当哉と被仰候ニ付、村々共御免ハ多く田畑同様ニ御座候処、御物成米ハ石盛少く御座候故、畑ハ納米少く御座候得共、不奉存段申上候処、何れ取調旅宿ヘ申出候様、尚又端書ニいたし指上候様と御鼻紙式枚御渡被遊候ニ付、取調可申上段申上候

但、呼子御着之上段々取調見申候得共、一向相分り不申、調出来不申候ニ付、七日朝御旅宿ヘ罷出、昨日御沙汰ニ相成候御領分平均免之儀、昨日不吞込之儀申上、段々取調見申候得共、相分り不申奉恐入候、何分御勘弁被下置候様申上候処、不相分候ハ、致方無之候、居村之儀ハ出来可申被仰候ニ付、田畑平均之儀ハ如何仕仕出候哉、算法も不飲込ニ御座候、乍併上・

名所・名山	上田	免	相知村
			中・下田畑平均納米之儀ハ相分り可申申上候処、納米ニ而宜敷間、申出候様被仰候候ニ付、左之端書ニ而申上候
			肥前国唐津領相知村
		免五ツ八分四厘	
		田方 壹反ニ付	物成米壹石五斗余
		免右同断	
		畑方 壹反ニ付	同九斗四升程
			右之通端書差上候処、此通ニ而宜敷候段被仰候ニ付、尚又石代之儀、上田大き成候処、どの位ニ而可有之哉と被仰候ニ付、委敷ハ不奉存候得共、上田大き成ル処三石三斗位又三石五斗位之処、大き成ル処ニ而可有御座、其外並々之儀ハ、大体式石八斗位ニ而も可有御座、尤上・中・下・下々之段取御座候而、村々ニ而違ひ、三斗落とか式斗落とか、次第減しニ相成り居候得共、村々ニ而違ひ御座候ニ付委不奉存候段申上候
			一、名有山ハ無之哉、名所・名山・古跡・大川・名物有之候ハ、端書ニ而鳥渡旅宿指出呉候様被仰候ニ付奉畏、名所・名山迎も格別無御座候、乍併存丈可申上段申上候
			但、七日朝端書持参、左之通申上候

佐礼嶽

唐津 大山

同所

比礼振山

比礼振山 松浦川

鏡神 値賀浦

同旧跡

衣千山

玉葛 衣千山

望夫石

右

名物

唐津焼

鏡大明神

右端書差上、名物之儀御沙汰ニ相成居候へ共、名物と申シ申上候程之物無御座候、乍併献上ニ相成候品ハ、唐津焼茶碗、鯛、串海鼠、串鮑、葛等之由承申候段申上候処、被仰候ハ、松浦川ニハ何々之魚居候哉と被仰候ニ付、鮎・鯉・鮒・鯰等居申候、別ニ蜆居段申上候処、左様ならハ、別ニ松浦川ニハ何々之魚居候、名所旧跡ハ如何之訳、鏡大明神ハ何を祭ると申義聞伝へも可有之と鳥渡書付呉候様、併多用ニ候ハ、と被仰候ニ付、委敷儀ハ不奉存候へ共、端書ニ仕り差上可申申上候処、持參之端書御戻被遊候而、左之端書差上候

松浦川

一、比礼振山 本名鏡山之事也

松浦佐用姫、遣唐使大友狭手彦の船の出行をしたい、鏡山ニ登りひれをもてまねき慕ひしより、ひれふる山と唱へ候由ニ御座候、依而後人之詠ニ

とふつ人 松浦佐用姫 妻乞に

ひれふりしより 負へる山の名

木の間より ひれふる山を 余所に見て

いか、ハすへき 松浦佐用姫

鏡山ハ神宮皇后三韓征討之時、鏡を納め玉ふにより山之名と唱へ候由ニ御座候

一、松浦川 くりや川 鏡の渡とも言

魚類 鮎・鯉・鮒・鯰生申候、外ニ蜆・蛤生申候

松浦川流れ拾壺里、川上三筋ニ相成居申候

一筋 唐津領内府招村々流出申候

一筋 佐賀領内黒髪山々流出申候

一筋 御預り所天川村々流出申候

一、玉葛 鏡山南之麓ニ在り

玉葛のまへ、四歳に此土ニ下り給ひ廿二歳ニてのほり玉ふと申伝候、歌ニ

浮島を こきはなれても 行方や

いつくとまりと しらすも有なん

○浮島とハ、その辺りをさして、読続いけん

一、鏡神

一ノ宮 神宮皇后を奉崇といふ

二ノ宮 太宰少貳広嗣の霊を祭るといふ

広嗣ハ式部卿宇合の一男鎌足りより五代也、聖武帝天平十二年真備と僧玄昉とに怨ありて、筑前国遠河（遠賀）郡の枝櫃川にて官軍と戦ふ、長野村ニ而討死、又官軍之内、阿部黒丸生取て、是を斬とも言、又ハ駿馬ニ乗海ニ飛入死ス、其霊たゝりを成スにより、松浦に社を立て崇とも言伝申候、右社、往古七堂からん之大社にて大宮司草野宗揚、大村鬼ヶ城に住居、草野貳万石を領す、中興勅額を下し給い、その写し

宗源 宣旨

鏡尊廟宮肥前松浦郡

宣授大明神號者

右依

今上皇帝聖勅宣御表之

神璽如件

天文十二年六月廿七日

神部任奉宿祢

神祇官領長上下部朝臣

一、望夫石

宣化天皇之御時、遣唐使大友之狭手彦の妾佐用姫別れをしみ、鏡山ニ登て其船をした
い、ひれをもてまねき、なほ田島までしたい来り、終こがれ石と成給ふ由、言伝申候

一、徳賀之浦 当時仮屋浦と相唱申候

徳賀之浦に 波打かくる 心地して

ひるまなくても 暮しつる哉

右歌杯御座候而名所と申伝候

一、衣干山

神功皇后、御衣を干給ふ故、衣干山と唱候由申伝候

満島

一、満島二而、高致承知居候哉之御尋被遊候二付、六拾四石余と覚申候段申上候

一、同所御立場二而、大久保様御駕籠立候哉承り見候様被仰候二付、当りへ居候ものへ問候処、御
駕籠立不申旨申聞候候二付、其段申上候処、直二御後海二相成申候、私儀は御駕籠船へ乗候様、
御駕籠脇元々御沙汰御座候二付乗渡申候

新堀

一、新堀御駕籠立場暫御手間取御出立二付、是分市中ハ町組之もの御付添申上候、私儀ハ市中出は
づれ桜馬場と申所より又々御付添申上候段申上候処、呼子迄罷越候哉と被仰候二付、御意之通呼
子迄罷越候段申上、市中御案内之ものへ替り、右桜馬場へ駆け抜申候

桜馬場

笠冠り

京町筋

売女

湯浴女

衣千山

二子

権現山

木綿尺

一、無間も御出ニ相成候ニ付御付添申上候処、天氣暑く勞れニて可有之、別而御太儀と被仰候、尚又天氣暑く候故笠冠り候様、度々之御沙汰ニ付、任仰笠冠申候

一、桜馬場出はづれニ而、町方ハ只今通り筋ハ宜敷所ニ候哉、外ニ宜敷町並有之哉御尋被遊候ニ付、御通筋宜敷所ニ而御座候、京町筋市中ニ而も家並宜敷場所ニ御座候と申上候処、扨々衰候体ニ見受申候、誠ニ御城下之様も無之、難渋と相見候、段々先刻之咄ニ而承り、扨々歎ケ敷儀ニ候と再三被仰候

一、御領内売女有之候哉と被仰候故、売女と申候而居不申候と申上候処、売女体、飯盛体之女居不申哉と被仰候ニ付、成程御旅宿ニ相成候呼子向、殿の浦と申所、旅船入込之場所故、風呂ニ付候湯浴女居候段申上候処、成程、殿の浦ハ前方有之場所、其外ニハ居不申哉と被仰候ニ付、其外ニは一切居不申、御城下ハ尚以参り候儀も相成不申候段申上候

一、菜畑ニ而、衣千山御尋ニ付申上候

一、二子ニ而、此所何村哉と被仰候ニ付、唐津村之内二子と申所ニ而御座候段申上候処、唐津村は枝郷之多村と被仰候

一、中山峠ニ而、権現山御尋ニ付、藤崎権現と申神山ニ而御座候と申上候

一、中山峠蔭ニ而、此所何村哉と御尋被遊候ニ付、佐志村之内と申上候

一、木綿尺ハ何程有之哉と御尋被遊候ニ付、二丈八尺程も御座候と申上候処、御領分ニ而出来候哉、扨底ニハ無之哉と被仰候ニ付、自分入用等少々ツ、ハ拵候得共、扨底ニ而多分他国より入込用達申候段申上候

在中女

じゅんさい

溜普請

宗門改

大久保村

一、御領分在中女之儀ハ、農業稼計哉と被仰候ニ付、農業稼計ニ而御座候、乍併自分用木綿等ハ、少々ツ、人別拵へ申候段申上候

一、中山峠蔭溜ニ浮草御座候を被遊御覧、じゅんさいニ而ハ無之哉と御尋被遊候ニ付、是ハじゅんさいニ而ハ有御座間敷と申上候

一、溜普請之儀、如何致候哉と被遊御尋候ニ付、溜普請之儀ハ村方ニ而仕来申候、尤其村ニ而手ニおよひ不申候分ハ、郡中へ助勢相頼、加勢夫ニ而いたし候儀も御座候段申上候処、其外諸普請等ハ如何被仰付候哉と被仰候ニ付、色々ニ御座候、川欠・井磧・田畑川囲堤等ハ其村々ニ而手ニおよひ不申程之大破ニ而御座候へは、其筋へ申達候へハ、郡中越夫を以被申付候段申上候処、扶持米ニ而も被下候哉と被仰候ニ付、所ニより扶持米も出申候、尤平年ニ御座候へハ、扶持米なしニ役目ニ而出申候段申上候

一、佐志村御立場ニ而、此所佐志村かと被仰候ニ付、御意之通と申上げ候

一、佐志村坂上ニ而、唐房御尋ニ付申上候

一、宗門御改之儀、御尋御座候ニ付致之通申上候

一、馬部村追分ニ而、何村之内かと被仰候ニ付、馬部村と申上候

一、同所ニ而、同呼子迄道法御尋被遊候ニ付、壱里三拾丁程と申上候

一、大久保村御尋ニ付、申上候

一、菖蒲村御尋ニ付、申上候

打上村

与助病氣

一、打上村御尋二付、申上候

一、同所二而、与助病氣之儀承り候二付、御駕籠脇之衆へ、大久保様御駕籠添黒川村大庄屋鼻血出、不快之趣承り候二付、御嘶申候処、御用人様御駕籠へ御出、其段御申上様二見請申候処、直二大久保様御駕籠立居候処え御出二相成申候、然ル処、与助不快之儀御懇命御意被成被下置候趣難有、最早全快仕候二付、信藏の申上候趣二ハ候得共、尚又御煩慮不被成下置候様、厚ク御礼申上呉候様申聞候二付、右之趣直ニ申上、御懇命被成下置候段厚く御礼申上候

但、翌七日呼子ニ而御機嫌伺ニ罷出候、筋々御逢御座候処、与助病氣之義御尋御座候二付、与助・信藏へも其段申聞、尚御礼申上候

横竹

庄屋

扶持米

一、同所より横竹道法御尋二付、三町程と申上候

一、同所二而、庄屋之儀ハ御上の御手当ニ而も有之哉と御尋被遊候二付、扶持米・給米とて大小庄屋共被下置候、扶持米之儀ハ其村高壱里掛ニ而被下候、給米之儀ハ其村々ニ而先々給高と申定り御座候而、其村御免ニ而被仰付候段申上候処、夫レ計哉と被仰候二付、給扶持米之儀ハ纔之儀ニ御座候、大小庄屋之儀ハ、一体寺沢志摩守様御代御取立ニ而、家居・田畑自分ものニ而相勤、外二前文申上候給扶持米被仰付候処、御代替り年久敷相成候内ニハ、不埒之儀も有之候得ハ、段々村々替等ニ相成来候候処、去ル戌年先規ニ被復、相勤居候村々え永続被仰付、御領主御判物頂戴仕候段申上候処、大庄屋も同様哉と被仰候二付、同様ニ御座候、乍去大庄屋之儀ハ郡中総都へニ而相勤、当時同勤式拾人程御座候、右ニ付郡中役高百石ツ、前々付来居候旨申上候処、

大庄屋役料

役高百石とハ如何致候哉と被仰候ニ付、六歩米とか七歩とか其所ニ而極り御座候而、少々宛違ひ御座候へ共、多分三ツ俵式拾俵ツ、を大庄屋役料として付来居申候段申上候

一、呼子村之内、持山ニ而字御尋ニ付申上候処、御代官様より御差上ニ相成候手札之裏ニ御書付被遊候

山林竹木

一、坂之上ニ而字御尋ニ付申上候処、呼子御番代様より御差上ニ相成候手札之裏ニ御書付被遊候

一、呼子二ノ御旅宿啓右衛門宅迄御付添申上、御駕籠脇衆え御暇乞申上、旅宿引取申候

一、翌七日早朝、御機嫌伺ニ麻上下着用罷出候而、御沙汰ニ相成居候、端書前文ニ申上候通書上申候処、御受取ニ相成申候、然ル処山林竹木伐取候節ハ百姓勝手ニ伐取候哉、又ハ庄屋之方迄ニ而も届出候訳合候哉と御尋被遊候ニ付、竹木共ニ鎌伐薪等ハ勿論、諸木忝尺四五寸通り以下ハ百姓勝手ニ伐取申候、忝尺五六寸以上ハ其筋役方へ願濟之上、伐取申候段申上候

名所・旧跡

一、御沙汰ニ相成居候名所・旧跡之端書、同夜持参仕候処、下沢喜多録様ハ御休と相見、安藤吉右衛門様御受取御座候而、別紙御端書御渡相分り候儀ニ而有之候得共、為其下向いたし居候ニ付、端書ニ而相尋候間、明朝迄書取ニ而申出候様御沙汰ニ相成申候ニ付奉畏候、乍併御家中向等之儀ハ家々ニ而委敷不奉存候段申上候処、何分書取ニいたし申上候様被仰付候、尚又殿様は小笠原大膳小弼様ハ被成入候哉と御尋被遊候ニ付、先（夫）ハ先殿能登守様ニ而御座候、当主佐渡守様ハ、郡山ハ御出ニ相成居候段申上候処、左様々と被仰候、当殿様ハ遊山・遊船等へ御出させ候哉と御尋被遊候ニ付、左様之儀は及承不候得共、時ニより御馬ニ而近日御出ニ相成候儀ハ御座候趣ニ御座候段申上候

御渡端書

御領主様

家中諸役人

家中芸術

女心掛

老人

子供

御領主様

御渡端書左之通ニ而御座候

御領主様御仕置向、御慈悲か御無慈悲か之事

御家中諸役人、百姓当り善惡之事

但、忠不忠有之哉

御領主様何を御好被遊候哉

御家中芸術指南者何々有之哉、御城下ニ無之而は分兼候ハ、宜敷候

孝・不孝之子有之哉

女心掛之事

但、貞女有之哉

身寄無之老人など如何いたし候哉之事

親にすてられたる子供等有之節、如何取計候哉之事

右御端書御尋向左之通、端書ニ而御答申上候

御領主様御仕置向御慈悲か御無慈悲か之事

但、此段一体下々御憐ミ之御仕置ニ御座候、難有向等夫々勘弁深被及沙汰、御領内村々強弱ニ

随ひ、用捨米等年々手当ニ相成申候、吉凶之物入打重り、勝手向当時甚難渋之中ニも、何様下々立行候様心配有之候ニ付、一同安堵仕候儀ニ御座候

持参仕候節、御同人様御沙汰御座候は、御先代ニ相変り候儀も無之哉と被仰候ニ付、なんぞ

家中諸役人

相変候儀も無之御座候、御引継通りニ而御座候、乍併御先代之儀委敷不奉存候得共、御家風等少々之違ハ可有御座候へ共、多分御引継通りニ御座候段申上候処、是ハ左無之而ハならぬ訳と被仰候

御家中諸役人百姓当り候善悪之事

但、忠不忠有之哉

此段諸役人中都而勘弁深御座候、村受在中掛り役人中之儀ハ、人柄被相撰候事と相聞、何れも申分無御座候、忠不忠之方ハ、家中多数内ニ而ハ甲乙も御座候哉、我々ニ而ハ不奉存候

御領主様何を御好被遊候哉

此段、御好被成候哉、御門迄遠き儀ニ而我々ニ而不奉存候

孝・不孝之子有之哉之事

此段親子・兄弟不□候得ハ厳敷咎被申付、尚又毎々教諭之儀沙汰も御座候而、不孝成事も承不申、孝人之儀別段申上候程之孝、当時無之御座候

家中芸術

御家中芸術指南ハ何々有之哉、御城下ニ無之候而ハ、分兼候ハ、宜敷候

此段、弓馬・劔・鎗之指南等ハ御座候由ニ及承候へ共、其余何々之指南御座候哉、委敷不奉

存候

女心掛

女心掛之事

但、貞女も有之哉

老人

子供

此段、農・工・商之老若共ニ家職相励申候、且又家内用之糸・木綿・縫針等之儀も當候儀ニ御座候、貞女と申候而勝而申上候事、當時無御座候

身寄無之老人など如何いたし候哉之事

此段、無扨分ハ村々ニ而手当仕候、尚又右等之類、窮民等へ八年々米壹俵ツ、頭分手当御座候親にすてられたる子供なと有之せつ、如何取計候哉之事

但、此段有之時ハ村々心配仕、近親無之候得ハ縁者之ものへ為引受申候、無扨分ハ役方へ申達候へハ、其品ニより手当被申付候、尚又捨子ハ六俵ツ、三ヶ年手当有之候、たとへ身元宜敷養育相成候而、自身養育可仕申上候而も、時宜ニより多少ハ御座候へ共手当遣申候、持参仕候せつ、一俵ハ何程入候哉と被仰候ニ付、京枳三斗三升三合三勺程と申上候処、身寄無之もの病身とか老病とか申類も同様是ニ准し候訳ニ候哉と被仰候ニ付、御意之通と申上候候処、非人・乞食等ニ相成候ものハ無之哉と被仰候ニ付、村々ニ而も余計之人数ニ相成候へハ届兼候ニ付、品ニより村方廻り喰等ニ取計候儀ニ御座候と申上候

右之通ニ御座候、以上

戊閏四月

相知村大庄屋代役

田崎茂兎造
(元造)